

債券内容説明書（案）

平成 20 年 12 月 1 日現在

第 116 回・第 117 回福岡北九州高速道路債券



福岡北九州高速道路公社

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「第116回・第117回福岡北九州高速道路債券」（以下「本債券」という。）は、地方道路公社法（昭和45年5月20日法律第82号。以下「公社法」という。）第27条の2に基づき、福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は福岡県、福岡市、北九州市の三つの地方公共団体（以下「設立団体」という。）が分担して債務保証している公募債券です。

詳細については、本説明書3、8、27～28ページをご参照ください。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、公社の事業、財務の内容について、公社法第26条に定める財務諸表及び決算報告書をもとに公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく発行届出目論見書ではありません。

又、本説明書においては、保証体である設立団体にかかる開示はなされております。

その他本債券の詳細については、本債券の発行に際して作成される募集要項を併せてご覧ください。
4. 公社の財務諸表は、公社法、同法施行規則及び福岡北九州高速道路公社会計規程（以下「公社会計規程」という。）並びに福岡北九州高速道路公社会計規程実施細則に基づき作成され、公社法で規定する公社監事による意見を付した上で、設立団体の長に提出しているものです。

なお、上記の財務諸表には旧証券取引法第193条の2又は金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明は受けておりません。

【本説明書に関するお問い合わせ先】

福岡市東区東浜二丁目7番53号

福岡北九州高速道路公社

総務部 財務課

電話番号 092-631-3289

目 次

第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券(10年債)	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務(10年債)	6
3	新規発行債券(20年債)	7
4	債券の引受け及び債券に関する事務(20年債)	11
5	新規発行による手取金の使途	11
第二部	法人情報	13
第1	法人の概況	14
1	主要な経営指標等の推移	14
2	沿革	16
3	事業の内容	18
4	関連会社の状況	28
5	職員の状況	28
第2	事業の状況	29
1	事業実績の概要	29
2	生産、受注及び販売の状況	31
3	対処すべき課題	32
4	事業等のリスク	34
5	経営上の重要な契約等	34
6	研究開発活動	34
7	財政状態及び経営成績の分析	35
第3	設備の状況	37
1	設備の概要	37
2	主な設備の状況	38
3	設備の新設、除却等の計画	39
第4	法人の状況	40
1	基本金の推移	40
2	役員の状況	40
3	コーポレート・ガバナンスの状況	41
第5	経理の状況	42
1	財務諸表の作成方法	42
2	監査証明	42
3	財務諸表等	43
【参考資料】		
1	地方道路公社法	64
2	福岡北九州高速道路公社会計規程	75

(注) 1. 本説明書の数値は、特に記載がない限り、平成20年3月31日現在のものです。
2. 公社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの期間です。「平成15事業年度」とは、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度をいい、その他の表記もその例にならいます。また、「当事業年度」とは、平成21年3月31日に終了する予定の平成20事業年度をいいます。
3. 本説明書においては、原則として金額については単位未満を、比率(%)については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
従って、合計欄の数値は、内訳を集計した数値と一致しないものがあります。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券（10年債）

銘 柄	第116回福岡北九州 高速道路債券	債 券 の 総 額	10,000 百万円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	●百万円
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	平成●年●月●日
発 行 価 格	額面 100 円につき 金●円●銭	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金●円●銭とし、払込期日に 払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	年●%	払 込 期 日	平成●年●月●日
利 払 日	毎年●月●日 及び●月●日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成●年●月●日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
償 還 の 方 法	1 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2 償還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、平成●年●月●日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
担 保	本債券には担保は付されておらず、又、本債券のために特に留保されている資産はない。		

保 証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体の議会議決(福岡県 平成20年3月28日決議、福岡市 平成20年3月25日決議、北九州市 平成20年3月24日決議)に基づき、設立団体が分担して保証する。なお、保証の分担割合については、福岡高速道路にかかる発行額に対しては、福岡県及び福岡市が各2分の1、北九州高速道路にかかる発行額に対しては、福岡県及び北九州市が各2分の1とする。その額は、次のとおりとする。 <table border="0"> <tr> <td>福岡高速道路</td><td>福岡県</td><td>●百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>福岡市</td><td>●百万円</td></tr> <tr> <td>北九州高速道路</td><td>福岡県</td><td>●百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>北九州市</td><td>●百万円</td></tr> </table>		福岡高速道路	福岡県	●百万円		福岡市	●百万円	北九州高速道路	福岡県	●百万円		北九州市	●百万円
福岡高速道路	福岡県	●百万円												
	福岡市	●百万円												
北九州高速道路	福岡県	●百万円												
	北九州市	●百万円												
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし(本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)												
	その他の条項	該当事項なし												
取 得 格 付		該当事項なし												
摘 要	1 振替債 本債券は、社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。 2 募集の受託会社 (1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行とする。 (2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに公社及び募集の受託会社との間の平成●年●月●日付第116回福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。 (4)募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする。 (5)株式会社福岡銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。 3 公告の方法 (1)公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公報及び北九州市公報にこれを公告する。 4 債券原簿の公示 公社は、公社本社内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。													

摘 要	5 本債券の発行要項の変更 (1) 公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公社はその内容を公告する。ただし、公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。 6 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2) 債権者集会は、福岡県において行う。 (3) 債権者集会は、公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 債権者集会においては、債権者は、各債券の金額1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。 (6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の5分の1以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債券者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ② 決議が不当の方法によって成立したとき ③ 決議が著しく不公正なとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9) 本項(4)乃至(6)の規定は、公社の所有する本債券については、これを除外する。 (10) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。 (11) 本項の手続に要する合理的な費用は公社の負担とする。
------------	---

摘 要	7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 8 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
------------	---

2 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJ証券株式会社 みずほ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 ● ●	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本債券の引受手数料は額面100円につき金●銭とする。
	計		10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社福岡銀行 株式会社みずほコーポレート銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

3 新規発行債券（20年債）

銘 柄	第 117 回福岡北九州 高速道路債券	債 券 の 総 額	10,000 百万円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	●百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成●年●月●日
発 行 価 格	額面 100 円につき 金●円●銭	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金●円●銭とし、払込期日に 払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	年●%	払 込 期 日	平成●年●月●日
利 払 日	毎年●月●日 及び●月●日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成●年●月●日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成●年●月●日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。 (2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
償 還 の 方 法	1 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2 償還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、平成●年●月●日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。		
担 保	本債券には担保は付されておらず、又、本債券のために特に留保されている資産はない。		

保 証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体の議会議決(福岡県 平成20年3月28日決議、福岡市 平成20年3月25日決議、北九州市 平成20年3月24日決議)に基づき、設立団体が分担して保証する。なお、保証の分担割合については、福岡高速道路にかかる発行額に対しては、福岡県及び福岡市が各2分の1、北九州高速道路にかかる発行額に対しては、福岡県及び北九州市が各2分の1とする。その額は、次のとおりとする。 <table border="0"> <tr> <td>福岡高速道路</td><td>福岡県</td><td>●百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>福岡市</td><td>●百万円</td></tr> <tr> <td>北九州高速道路</td><td>福岡県</td><td>●百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>北九州市</td><td>●百万円</td></tr> </table>		福岡高速道路	福岡県	●百万円		福岡市	●百万円	北九州高速道路	福岡県	●百万円		北九州市	●百万円
福岡高速道路	福岡県	●百万円												
	福岡市	●百万円												
北九州高速道路	福岡県	●百万円												
	北九州市	●百万円												
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし(本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)												
	その他の条項	該当事項なし												
取 得 格 付		該当事項なし												
摘 要	1 振替債 本債券は、社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。 2 募集の受託会社 (1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行とする。 (2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに公社及び募集の受託会社との間の平成●年●月●日付第117回福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。 (4)募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする。 (5)株式会社福岡銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。 3 公告の方法 (1)公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公報及び北九州市公報にこれを公告する。 4 債券原簿の公示 公社は、公社本社内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。													

摘 要	5 本債券の発行要項の変更 (1) 公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公社はその内容を公告する。ただし、公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。 6 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2) 債権者集会は、福岡県において行う。 (3) 債権者集会は、公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 債権者集会においては、債権者は、各債券の金額1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。 (6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の5分の1以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債券者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ② 決議が不当の方法によって成立したとき ③ 決議が著しく不公正なとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9) 本項(4)乃至(6)の規定は、公社の所有する本債券については、これを除外する。 (10) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。 (11) 本項の手続に要する合理的な費用は公社の負担とする。
------------	---

摘 要	7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 8 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
------------	---

4 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJ証券株式会社 みずほ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 ● ●	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本債券の引受手数料は額面100円につき金●銭とする。
	計		10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社福岡銀行 株式会社みずほコーポレート銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●円	●円	●円

(注) 上記金額は、第116回福岡北九州高速道路債券及び第117回福岡北九州高速道路債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額●円は、公社法第21条第1項及び福岡北九州高速道路公社定款（以下「定款」という。）第13条第1項に定める道路の新設及び改築事業等に要する借換資金の支出に充当します。なお、福岡高速道路にかかる支出への充当額は●円、北九州高速道路にかかる支出への充当額は●円です。

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

決算年度	平成15事業年度	平成16事業年度	平成17事業年度	平成18事業年度	平成19事業年度
経常収益	50,276	50,538	50,528	54,788	51,192
福岡高速道路	32,626	33,282	33,663	37,460	34,631
北九州高速道路	17,651	17,255	16,865	17,328	16,561
道路料金収入 *1	49,363	49,760	50,057	53,913	50,547
福岡高速道路	32,029	32,740	33,352	36,796	34,360
北九州高速道路	17,334	17,020	16,705	17,117	16,188
事業資産管理費 *2	9,778	8,592	8,755	9,452	9,432
福岡高速道路	5,109	4,026	4,684	5,488	5,640
北九州高速道路	4,669	4,567	4,071	3,964	3,792
償還準備金繰入 *3	22,059	24,531	25,696	28,805	26,292
福岡高速道路	16,377	18,461	18,854	21,291	19,383
北九州高速道路	5,682	6,070	6,842	7,514	6,910
支払利息 *4	14,440	13,407	12,199	11,996	11,466
事業資産 *5	1,000,416	1,056,604	1,116,453	1,126,462	1,135,466
福岡高速道路	658,223	711,012	764,093	768,673	770,704
北九州高速道路	342,194	345,592	352,360	357,789	364,762
有利子負債残高 *6	636,469	633,299	627,722	621,731	613,824
福岡高速道路	403,236	402,864	399,402	396,727	390,782
北九州高速道路	233,233	230,435	228,320	225,004	223,042
償還準備金 *7	6,894	31,425	57,122	85,927	112,219
福岡高速道路	39,149	57,609	76,464	97,755	117,137
北九州高速道路	△ 32,254	△ 26,184	△ 19,342	△ 11,828	△ 4,918
基本金 *8	188,201	193,436	199,731	204,306	209,616
純資産額 *9	188,618	193,906	200,249	204,883	210,239
総資産額	1,107,693	1,137,183	1,155,067	1,186,773	1,206,994
職員数 *10	203人	202人	197人	200人	196人

(注) 一部の経営指標につき、福岡高速道路と北九州高速道路の内訳を記載しています。

なお、公社は高速道路別の区分経理は実施しておらず、又、関係法令上も求められていません。

【経営指標の説明】

*1 道路料金収入＝道路の通行料金収入

*2 事業資産管理費＝道路の維持補修、料金収受、交通管理等の直接経費

*3 償還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差（収支差）

*4 支払利息＝債券利息＋証書借入金利息＋借入金利息（特別転貸債、公庫資金、市中銀行等借入金）

*5 事業資産＝道路資産（営業中道路の価額）

*6 有利子負債残高＝道路債券＋特別転貸債＋公庫資金＋長期借入金（証書借入金）

*7 償還準備金＝償還準備金繰入の累計

*8 基本金＝地方公共団体（設立団体）の出資金

*9 純資産額＝基本金＋剰余金

*10 職員数は各事業年度の4月1日現在

(参考) 福岡北九州高速道路事業における主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

決算年度	平成15事業年度	平成16事業年度	平成17事業年度	平成18事業年度	平成19事業年度
営業中道路に係る収益 *11	49,996	50,274	50,237	54,124	50,793
福岡高速道路	32,476	33,150	33,428	36,921	34,498
北九州高速道路	17,520	17,124	16,809	17,203	16,295
営業中道路に係る費用 *12	27,937	25,743	24,540	25,319	24,501
福岡高速道路	16,099	14,689	14,573	15,630	15,116
北九州高速道路	11,838	11,054	9,967	9,689	9,385
償還準備金繰入	22,059	24,531	25,696	28,805	26,292
福岡高速道路	16,377	18,461	18,854	21,291	19,383
北九州高速道路	5,682	6,070	6,842	7,514	6,910
収支率 *13	55.8%	51.2%	48.8%	46.8%	48.2%
福岡高速道路	49.5%	44.3%	43.6%	42.3%	43.8%
北九州高速道路	67.5%	64.6%	59.3%	56.3%	57.6%
道路価額 *14	994,082	1,050,010	1,109,577	1,119,573	1,128,577
福岡高速道路	655,909	708,699	761,780	766,359	768,391
北九州高速道路	338,173	341,311	347,797	353,213	360,186
償還準備金	6,894	31,425	57,122	85,927	112,219
福岡高速道路	39,149	57,609	76,464	97,755	117,137
北九州高速道路	△ 32,254	△ 26,184	△ 19,342	△ 11,828	△ 4,918
償還率 *15	0.7%	3.0%	5.1%	7.7%	9.9%
福岡高速道路	6.0%	8.1%	10.0%	12.8%	15.2%
北九州高速道路	△9.5%	△7.7%	△5.6%	△3.3%	△1.4%

(注) 一部の経営指標につき、福岡高速道路と北九州高速道路の内訳を記載しています。

なお、公社は高速道路別の区分経理は実施しておらず、又、関係法令上も求められていません。

【経営指標の説明】

*11 営業中道路に係る収益＝道路料金収入＋（道路部門の）業務収入の業務雑収入＋（道路部門の）業務外収益

*12 営業中道路に係る費用＝道路管理費＋一般管理費（道路管理部門の一般管理費・退職給与引当金繰入・減価償却費）
＋営業中道路に係る金利等（業務外費用）＋道路事業損失補てん引当金繰入

*13 収支率（％）＝営業中道路に係る費用／営業中道路に係る収益

*14 道路価額＝道路資産－資産見返交付金

*15 償還率＝償還準備金／道路価額×100

2 沿 革

(平成 20 年 12 月 1 日現在)

年 月	事 項
昭和 44 年 6 月	「福岡県幹線道路協議会」が発足し、都市高速道路の計画立案に着手
昭和 45 年 1 月	「福岡北九州都市高速道路建設促進期成会」発足
5 月	地方道路公社法公布・施行
12 月	福岡県土木部に「都市高速道路建設準備室」を設置
昭和 46 年 10 月	福岡北九州高速道路公社設立を議決（福岡県議会・福岡市議会・北九州市議会）
10 月	福岡北九州高速道路公社設立の設立認可申請・同認可
10 月	福岡県、福岡市、北九州市において福岡北九州都市高速道路の都市計画を決定
11 月	「福岡北九州高速道路公社」が発足
昭和 47 年 3 月	建設大臣 整備計画を許可（両高速）
3 月	「第 1 回福岡北九州高速道路公社運営会議」開催
11 月	福岡高速 1 号線 箱崎地区工事着工
昭和 48 年 1 月	北九州高速 3 号線 銚物師地区工事着工
昭和 53 年 8 月	5 部 14 課に全面組織改正、福岡事務所を新設、両事務所を 4 課 11 係に強化
昭和 55 年 3 月	北九州事務所完成移転
4 月	福岡事務所完成移転
10 月	「福岡県警察交通機動隊福岡高速道路分駐所」開所
10 月	「福岡県警察高速道路交通警察隊北九州高速道路分駐所」開所
10 月	北九州高速 1～3 号線 篠崎北～日明間 3.7km 開通
10 月	福岡高速 1 号線 香椎～東浜間 5.9km 開通
昭和 58 年 10 月	福岡高速 1 号線 東浜～築港間 1.5km 開通 総延長 7.4km
10 月	北九州高速 1 号線 篠崎北～若園間 3.2km 開通 総延長 6.9km
昭和 61 年 4 月	福岡高速 2 号線 千鳥橋 JCT～呉服町間 0.8km 開通 総延長 8.2km
7 月	「北九州高速道路採算検討委員会」を設置
12 月	北九州高速 1 号線 若園～横代間 2.0km 開通 総延長 8.9km
昭和 62 年 11 月	福岡高速 1 号線 築港～天神間 1.0km 開通 総延長 9.2km
昭和 63 年 5 月	北九州高速道路採算検討委員会から「経営改善等について」の提言を受ける
10 月	福岡高速 1 号線 天神北～西公園間 2.1km 開通 総延長 11.3km
12 月	北九州高速 1 号線 愛宕 JCT～下到津間 1.1km 開通 総延長 10.0km
平成 元年 3 月	福岡高速 1 号線 西公園～百道間・2 号線 呉服町～榎田間・3 号線 豊 JCT～空港通間 5.2km 開通 総延長 16.5km
6 月	一元化実施対策協議会(三者会議)設置(公社、福岡県、北九州市)
8 月	北九州高速 2 号線 日明～戸畑間 2.8km 開通 総延長 12.8km
平成 2 年 3 月	北九州高速 2 号線 戸畑～若戸間・東港 JCT～小倉駅北間 1.0km 開通 総延長 13.8km
5 月	北九州道路等の引渡しに関する基本協定、細目協定の締結
平成 3 年 3 月	一体化実施(北九州高速 4 号線として)春日～馬場山間 31.8km 開通 総延長 45.6km、
平成 5 年 4 月	福岡高速 1 号線 香椎東～香椎間 0.9km 開通 総延長 17.4km
平成 6 年 4 月	福岡高速 2 号線 榎田～月隈北間 2.8km 開通 総延長 20.2km
平成 7 年 9 月	北九州高速 4 号線 山路出入口開通
平成 9 年 2 月	「第 1 回福岡北九州高速道路懇話会」開催
3 月	利用者参加の「第 1 回福岡北九州高速道路モニター会議」を開催
9 月	公社内に「建設コスト縮減推進委員会」を設置
平成 10 年 8 月	「第 1 回福岡北九州高速道路料金調査会」開催
平成 11 年 3 月	福岡高速 2 号線 月隈～水城(太宰府 IC)間・福岡高速 4 号線 貝塚 JCT～粕屋間 10.8km 開通 総延長 31.0km
9 月	公社内に「都市高速利用促進本部」を設置
平成 12 年 7 月	北九州高速 1 号線 長野～横代間 1.5km 開通 総延長 47.1km
10 月	「福岡北九州高速道路公社事業再評価監視委員会」を開催

平成 13 年	10 月	北九州高速 紫川JCTの改良工事(分岐部分の2車線化)が完了
	11 月	福岡高速4号線 貝塚JCT(渡り線)0.5km開通 総延長31.5km
	7 月	北九州高速5号線 枝光～大谷JCT間2.4km開通 総延長49.5km
平成 14 年	10 月	福岡高速1号線 百道～福重間5.3km開通 総延長36.8km
	3 月	福岡高速4号線 粕屋～福岡IC間1.9km開通 総延長38.7km
平成 15 年	11 月	福岡県の公社等外郭団体改革指針に基づき「経営改善計画」を策定
	2 月	北九州高速4号線 大蔵トンネル拡幅工事完成
	5 月	福岡高速5号線 月隈北～板付間2.7km開通 総延長41.4km
平成 16 年	7 月	「建設工事コスト縮減推進委員会」から「総合コスト縮減推進委員会」に移行
	6 月	福岡高速 5 号線 板付～野多目間 2.9km 開通 総延長 44.3km
平成 18 年	2 月	北九州高速 1 号線 小倉東 IC 連結
	3 月	北九州高速 4 号線 金剛入口開通
平成 20 年	3 月	福岡高速 5 号線 野多目～堤間 4.4km 開通 総延長 48.7km
	4 月	福岡高速全線 E T C 運用開始
	12 月	福岡高速道路 回数通行券の販売停止
	4 月	福岡高速 5 号線 堤～野芥間 3.1 km 開通 総延長 51.8km
	11 月	北九州高速全線 E T C 運用開始

3 事業の内容

(1) 公社の概要

① 設立の経緯とその目的

公社は、福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる指定都市高速道路（道路整備特別措置法（以下「特措法」という。）第 12 条第 1 項に規定する指定都市高速道路をいう。）の新設、改築、維持、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立されました。

福岡市及び北九州市においては、昭和 41 年から街路高能率化調査と総合都市交通体系調査が継続して行われてきましたが、その中で都市高速道路と地下鉄、モノレール等の高速鉄道の必要性が議論されはじめました。

その後、昭和 44 年 6 月に、建設省九州地方建設局、福岡県、福岡市、北九州市及び日本道路公団福岡支社の五者で福岡県幹線道路協議会が発足し、都市高速道路計画の計画立案にあたっての諸問題について本格的に検討が進められ、一方、地元では人口の都市集中と加速度的に増大する自動車交通需要に対処するための高速道路の必要性が認識され、有識者、知事、市長及び議会の代表者で福岡北九州高速道路建設促進期成会が結成され、都市高速道路を促進する運動が繰り広げられてきました。

昭和 45 年 5 月 20 日に地方道路公社法が施行されるに及び、福岡県、福岡市及び北九州市の三者が一体となって地方道路公社を設立し、事業の推進を図る方向での準備が進められました。

これを受けて、昭和 45 年 12 月、福岡県土木部に都市高速道路建設準備室が設けられ、道路公社の設立と高速道路の計画立案が具体的に取り組まれることとなりました。

こうして昭和 46 事業年度政府予算に、福岡市及び北九州市に都市高速道路を建設するための予算 5 億円が計上され、昭和 46 年 11 月 1 日、福岡県、福岡市及び北九州市の出資により、これら三者が設立団体となって公社が設立され、現在にいたっています。

② 業務の範囲

公社の業務範囲は、公社法に基づき定款第 13 条で定められています。

ア 福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。

イ 国、地方公共団体又は西日本高速道路株式会社又は他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、「ア」の指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第 3 条に規定する道路をいう。以下「オ」において同じ。）の管理を行うこと。

ウ 「ア」に掲げる地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

エ 「ア～ウ」までに掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

オ 「ア～エ」までの業務の遂行に支障のない範囲で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

カ 福岡県知事の認可を受けて、「ア」の道路の新設、又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他公社法施行令第 5 条に定める施設（以下「事務所等」という。）

を建設し、及び管理すること。

キ 福岡県知事の認可を受けて、委託に基づき、「ア」の道路の新設、又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

ク 「カ」及び「キ」に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

③公社と類似の公社との違い

福岡県道路公社は、公社法第5条、第8条、第9条及び特措法第10条の規定により、福岡県の区域及びその周辺地域において、有料道路の新設、管理を行っており、福岡県が設立しています。

一方、公社が建設している指定都市高速道路は、公社法第5条、第8条、第9条及び特措法第12条の規定により、人口50万以上の区域及びその周辺の地域に新設される道路であり、自動車専用道路のみで一つのネットワークを構成し、主として地域的な交通処理を目的としています。

(2) 日本政府及び設立団体との関係について

①公社法に基づく主な認可、承認等

ア 定款及び業務方法書の認可等（公社法第5条、第9条及び第22条）

公社は、昭和45年10月に設立団体の議決を経て、同年同月に建設大臣の認可を受け、翌46年11月に設立されています。

又、定款及び業務方法書の変更についても、国土交通大臣の認可を受けることが必要とされています。

イ 役員の任命（公社法第13条）

公社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

ウ 事業計画及び資金計画（公社法第24条）

各事業年度における事業計画及び資金計画については、当該事業年度開始前に設立団体の長の承認を受けることが必要とされています。

エ 財務諸表の提出（公社法第26条）

毎事業年度の財務諸表を決算完結後2ヶ月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、設立団体の長は地方自治法第243条の3第2項に基づき、公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

オ 報告及び検査（公社法第38条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又は検査することができることとされています。

カ 監督命令（公社法第39条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

②設立団体による監督等

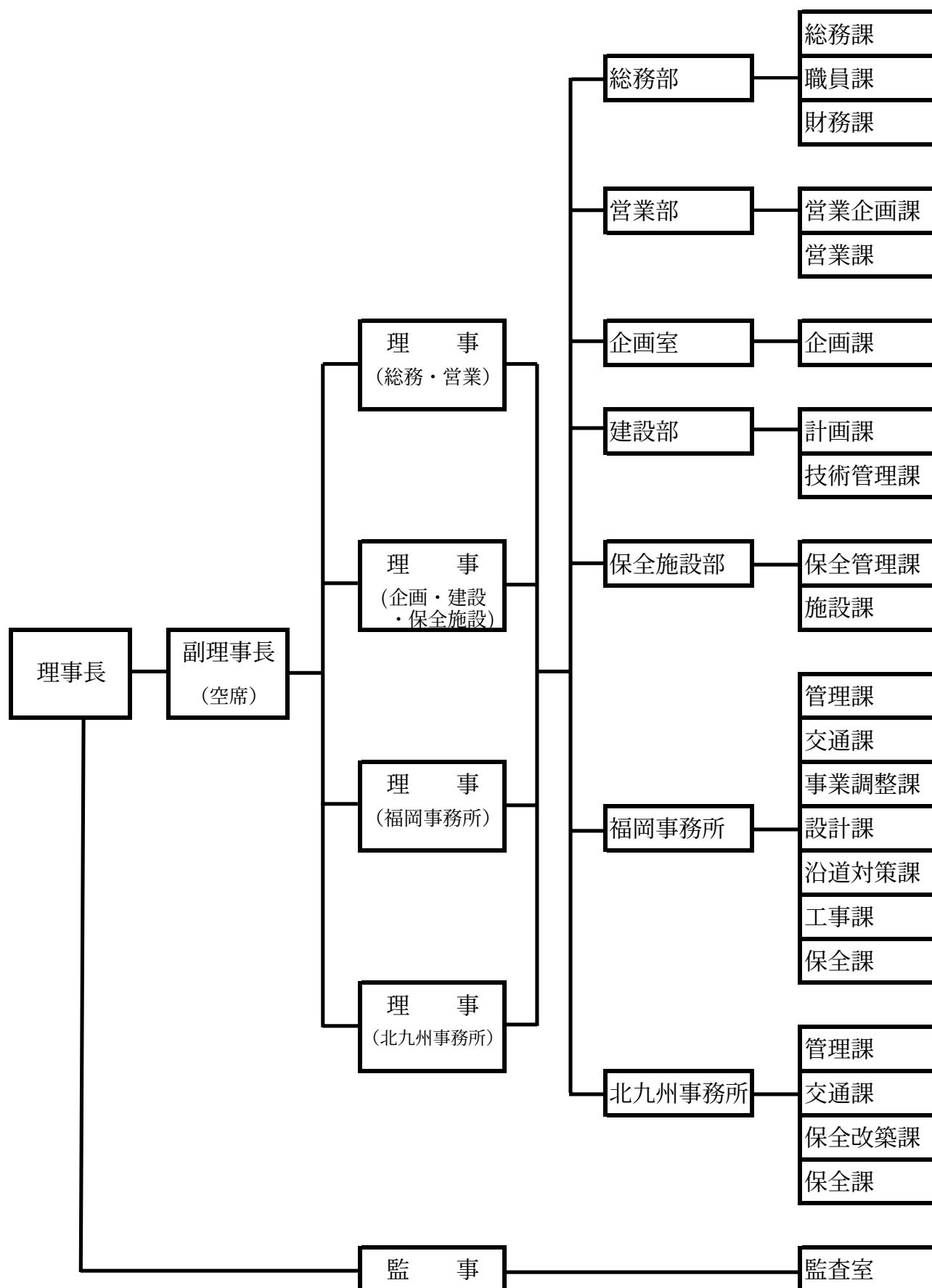
ア 公社は、地方自治法第199条第7項に基づき、設立団体の監査委員による監査を受けています。

（定期：福岡県1回/1年、福岡市1回/3年、北九州市1回/3年）

イ 公社は、地方自治法第252条の37に基づき、設立団体の包括外部監査人による監査を受けています。

（定期：1回/1年）

(3) 組織（平成20年12月1日現在）



(4) 事業の概要

①主な業務

設立目的を達成するため、公社は現在次の業務を行っています。

- ア 指定都市高速道路の新設、改築、維持管理
- イ 高速道路と密接な関連のある道路の建設、管理
- ウ 高架下施設の管理

②整備計画事業費

平成 20 年 12 月現在、福岡北九州高速道路の整備計画事業費（建設及び改築事業費）は、福岡高速道路 8,680 億円、北九州高速道路 3,600 億円が計画されています。

本事業は、国からの無利子貸付金、福岡県、福岡市及び北九州市からの出資金及び民間からの借入等でまかなっています。

【福岡高速道路】

- ア 整備計画許可日 第 12 回整備計画変更 平成 17 年 2 月 9 日
- イ 償還見通し 40 年
- ウ 主な変更内容 料金機械への ETC 導入
事業費 8,690 億円を 8,680 億円に減額
料金据え置き
工期 平成 17 年度を平成 24 年度に変更

(単位：億円)

全体事業費	平成 19 事業年度までの事業費	平成 20 事業年度事業費	残事業費
8,680 (100%)	8,261 (95.2%)	129 (1.5%)	290 (3.3%)

【北九州高速道路】

- ア 整備計画許可日 第 10 回整備計画変更 平成 16 年 3 月 22 日
- イ 償還見通し 50 年
- ウ 主な変更内容 5 号線（戸畑～枝光間）の削除
4 号線大規模補修工事新規組入れ
料金機械への ETC 導入
事業費 3,770 億円を 3,600 億円に減額
料金据え置き
工期 平成 16 年度を平成 20 年度に変更

(単位：億円)

全体事業費	平成 19 事業年度までの事業費	平成 20 事業年度事業費	残事業費
3,600 (100%)	3,506 (97.4%)	94 (2.6%)	0 (0%)

(注) 福岡高速道路及び北九州高速道路においては、料金制度として「密接関連プール制」が採用されています。

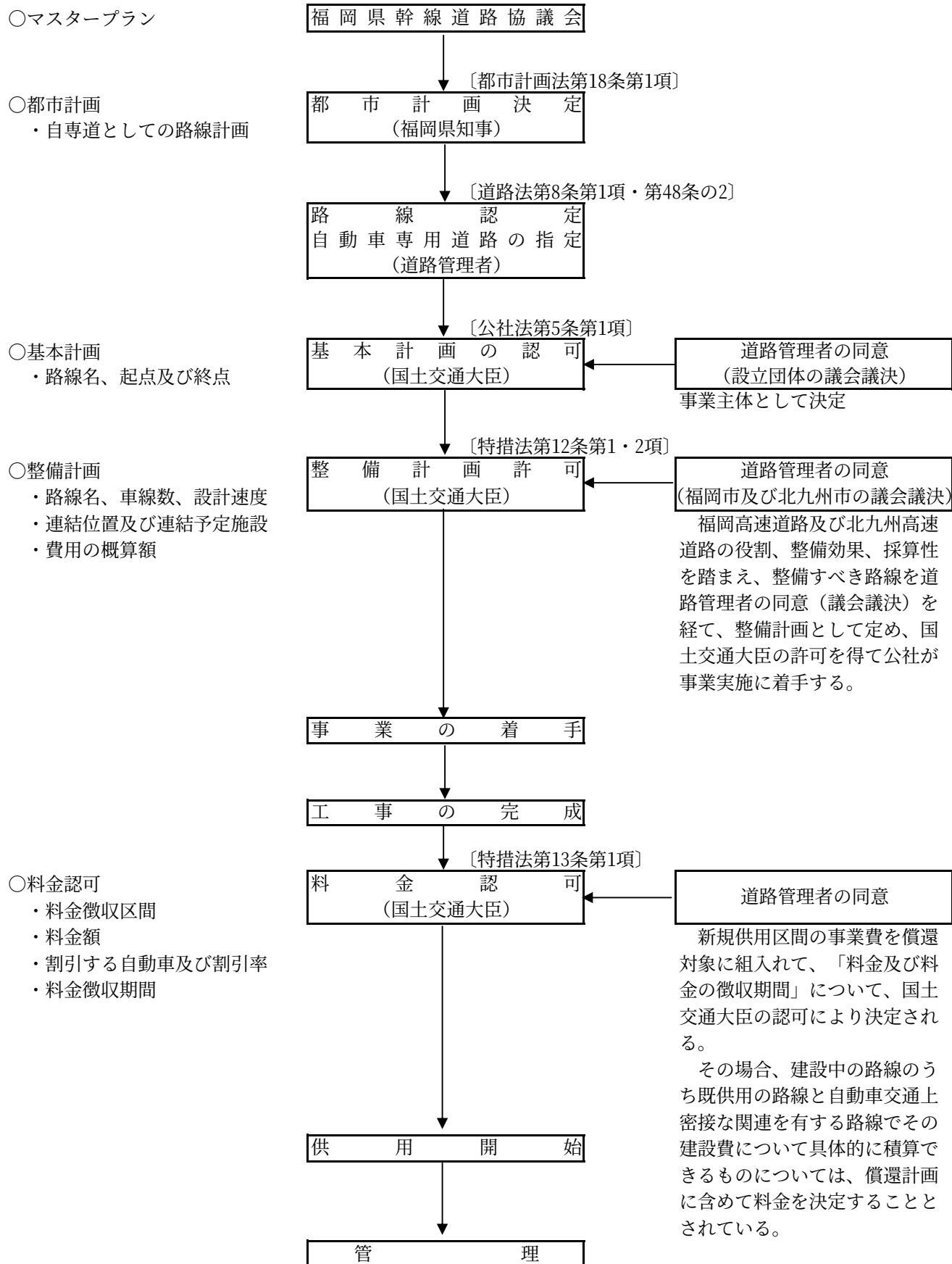
特措法施行令第 8 条において、指定都市高速道路に係る料金の額は、「自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路で、国土交通大臣が定めるものごとに、料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要と

なる当該密接関連指定都市高速道路に係る前条第 2 項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間において徴収することとなる当該密接関連指定都市高速道路に係る割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の額、当該密接関連指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費の一部として国又は地方公共団体から受けることとなる補助に係る額その他得ることとなる当該密接関連指定都市高速道路に係る地方道路公社法第 21 条第 1 項の業務に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。」とされており、福岡高速道路及び北九州高速道路については、それぞれ別個のプールが構成されています。

なお、プール制とは路線内の収支を合算する制度のことです。福岡高速道路及び北九州高速道路はそれぞれ的高速道路内に存する各路線の収支を合算して、別個のプールとしており、従って両高速道路間の収支は別計算になっています。

(5) 事業の流れ

福岡北九州高速道路の計画決定から供用開始、管理までの事業フローは次のとおりです。



(6) 福岡・北九州高速道路ネットワーク

(平成20年12月1日現在)



福岡高速



北九州高速



(7)資金調達の状況

①借入金等の状況（平成 19 事業年度収入実績）

（単位：百万円）

資 金 名		福岡高速道路	北九州高速道路	合 計
出 資 金 ※		3,680	1,630	5,310
借 入 金	道路債券	25,600	20,900	46,500
	特別転貸債	3,920	1,595	5,515
	公営企業金融公庫資金	760	335	1,095
	政府無利子貸付金 ※	5,200	2,385	7,585
	証書借入金	7,000	7,000	14,000
	長期借入金 ※	0	0	0
	計	42,480	32,215	74,695
合 計		46,160	33,845	80,005

(注)1 上記の道路債券、公営企業金融公庫資金、政府無利子貸付金及び証書借入金に対しては、設立団体が分担して債務保証をしています。

(注)2 ※印の部分については、利息が付されていません。

②借入金等の状況（事業年度末残高）

（単位：百万円）

資 金 名		平成 18 事業年度末			平成 19 事業年度末		
		福岡高速道路	北九州高速道路	合 計	福岡高速道路	北九州高速道路	合 計
出 資 金 ※		150,567	53,739	204,306	154,247	55,369	209,616
借 入 金	道路債券	206,059	121,960	328,019	206,692	129,779	336,471
	特別転貸債	138,315	46,916	185,231	132,862	44,427	177,288
	公営企業金融公庫資金	11,352	2,639	13,992	11,728	2,848	14,576
	政府無利子貸付金 ※	147,007	43,935	190,943	143,170	42,995	186,165
	証書借入金	41,000	53,489	94,489	39,500	45,989	85,489
	長期借入金 ※	0	30,000	30,000	0	30,000	30,000
	計	543,734	298,939	842,674	533,952	296,037	829,990
合 計		694,301	352,678	1,046,979	688,199	351,406	1,039,605

(注)1 上記の道路債券、公営企業金融公庫資金、政府無利子貸付金及び証書借入金に対しては、設立団体が分担して債務保証をしています。

(注)2 ※印の部分については、利息が付されていません。

【借入金等の説明】

借入金等の各項目に関する主な内容は以下のとおりです。

◇出資金

公社は、公社法第 4 条により、従前から以下のとおりの割合で、その設立団体である福岡県、福岡市及び北九州市から事業費の一部を出資金として受け入れています。

設立団体別の出資割合

福岡県	$(\text{福岡高速道路事業費} \times \text{出資比率} + \text{北九州高速道路事業費} \times \text{出資比率}) \times 1/2$
福岡市	$\text{福岡高速道路事業費} \times \text{出資比率} \times 1/2$
北九州市	$\text{北九州高速道路事業費} \times \text{出資比率} \times 1/2$

◇民間資金

ア 道路債券

道路債券は、正確には福岡北九州高速道路債券といい、シンジケート団（平成 20 年 3 月末現在、福岡銀行外 19 行）に対して縁故債方式で発行されています。

この債券については、公社法第 28 条により設立団体の各議会で議決を受けた債務保証が分担して付されています。

又、平成 15 年 1 月 6 日に公社法の改正がなされ、道路債券は金融商品取引法（旧証券取引法）第 2 条第 3 号の「特別の法律により法人の発行する債券」に該当することとなり、有価証券として取扱われることになりました。

これにより、縁故債方式で発行していました道路債券の一部を、平成 16 事業年度からは公募債方式により発行しておりますが、平成 20 事業年度においても、一部公募債方式により発行いたします。

イ 証書借入金

平成 12 事業年度から資金調達の多様化として、証書借入（シンジケート・ローン）を導入しています。

この借入も道路債券と同様、設立団体の債務保証が付されています。

◇特別転貸債

特別転貸債は、地方債計画の一環として公社の設立団体である福岡県、福岡市及び北九州市が一定の貸付割合の範囲で長期資金の貸付の財源として起こす地方債です。

借入財源は、財務省財政融資資金から地方公共団体に対して融通され、公社は福岡県及び両市を通じて証書借入の形で貸付を受けています。

◇政府無利子貸付金

無利子貸付金は、正確には有料道路整備資金貸付金といい、特措法第 20 条により公社は国からこの貸付を受けています。

又、平成元事業年度から平成 5 事業年度、平成 8 事業年度から平成 19 事業年度まで、公社は N T T 株式の売払収入の一部を活用した社会資本整備促進貸付金（道路事業資金収益回収特別貸付金）の貸付を受けています。

◇長期借入金（財政支援金）

北九州高速道路の経営改善を図ることを目的として、昭和 63 事業年度から平成 9 事業年度までの 10 年間にわたり長期貸付金 30 億円／年を設立団体である福岡県及び北九州市（県・市の負担割合は各々 2 分の 1 ずつ）から無利子で受け入れたものであり、返済条件は、料金徴収期間満

了時に返済することとなっています。

(8)福岡県、福岡市及び北九州市による債務保証について

①地方公共団体による債務保証の制限の例外規定

地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条（※1）により、原則として法人の債務について保証を行うことはできないとされています。しかしながら、地方三公社のうち、土地開発公社及び地方道路公社については、例外的にこの制限を外す立法措置がなされており、地方道路公社については公社法第28条（※2）に定められています。

※1 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあっては、総務大臣）の指定する会社その他の法人についてはこの限りではない。

※2 設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定に関わらず、道路公社の債務については保証契約をすることができる。

②各設立団体の債務保証の分担割合

公社は、福岡高速道路及び北九州高速道路の2路線を建設していることから、出資金をはじめとする建設財源のうち、財政的な支援を受けている財源については、これまで福岡高速道路に対するものは福岡県及び福岡市が各2分の1を、北九州高速道路に対するものは福岡県及び北九州市が各2分の1を分担しています。

債券発行にかかる債務保証についても各設立団体が分担して行うこととなっており、現在まで保証割合は次のとおりの割合で議決されてきており、本債券に対する保証の分担割合も同様です。

設立団体別の債務保証の割合

福岡県	$(\text{福岡高速道路に対する発行額} + \text{北九州高速道路に対する発行額}) \times 1/2$
福岡市	$\text{福岡高速道路に対する発行額} \times 1/2$
北九州市	$\text{北九州高速道路に対する発行額} \times 1/2$

③債務保証に関する議決等

設立団体による債務保証に関しては、設立団体の各一般会計予算の一部である債務負担行為として、債務保証の期間及び限度額が定められており、本債券についての債務保証もこの期間及び限度額内において行われますが、当事業年度については平成20年3月28日に福岡県議会、平成20年3月25日に福岡市議会、平成20年3月24日に北九州市議会の議決を経ています。

当事業年度に設立団体が債務保証を行うことができる公社の借入金及び債券の額面総額の合計額は、下記のとおり907億8,500万円（福岡県461億9,150万円、福岡市270億8,350万円、北九州市175億1,000万円）とされていますが、当事業年度（平成20年12月1日まで）に設立団体が新たに債務保証を行った公社の借入金及び債券は、第115回福岡北九州高速道路債券（発行総額100億円）のみです。

＜平成 20 年度福岡県一般会計予算（平成 20 年 3 月 28 日可決）＞

第 1 号議案第 2 条第 2 表 債務負担行為（抜粋）

事 項	期 間	限 度 額
福岡北九州高速道路公社の民間資金及び公営企業金融公庫資金の借入れに対する債務保証	平成 20 年度から 平成 40 年度まで	建設資金借入金 1,851,500 千円及び 利子に相当する額
<u>福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証</u>	<u>平成 20 年度から 平成 40 年度まで</u>	<u>建設資金借入金 44,340,000 千円及び 利子に相当する額</u>

（注） 本債券に係る債務保証は下線部分に該当します。

＜平成 20 年度福岡市一般会計予算（平成 20 年 3 月 25 日可決）＞

議案第 37 号第 2 条第 2 表 債務負担行為（抜粋）

事 項	期 間	限 度 額
<u>福岡北九州高速道路公社に対する民間資金等貸付金に係る債務保証</u>	<u>平成 20 年度から 平成 40 年度まで</u>	<u>27,083,500 千円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額 相当額</u>

（注） 本債券に係る債務保証は下線部分に該当します。

＜平成 20 年度北九州市一般会計予算（平成 20 年 3 月 24 日可決）＞

議案第 1 号第 2 条第 2 表 債務負担行為（抜粋）

事 項	期 間	限 度 額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金及び公営企業金融公庫資金借入金（元利金）に対する債務保証（建設資金）	自 平成 20 年度 至 平成 40 年度	借入金 836,000 千円及び利子相当額
<u>福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）</u>	<u>自 平成 20 年度 至 平成 40 年度</u>	<u>借入金 16,674,000 千円及び利子相当額</u>

（注） 本債券に係る債務保証は下線部分に該当します。

4 関連会社の状況

公社が出資している会社はありません。

5 職員の状況

	平成 19 事業年度（4 月 1 日現在）	平成 20 事業年度（4 月 1 日現在）	増 減
職 員 数	196 名	188 名	△ 8 名

職員数は、設立団体からの派遣職員及び嘱託員を含めて記載しています。

なお、平成 20 年 12 月 1 日現在の職員数は、固有職員 90 名、派遣職員 61 名、再雇用職員 8 名、嘱託員 29 名、合計 188 名です。

第2 事業の状況

1 事業実績の概要

(1)収益の状況

平成19事業年度に係る収益の総額は、510億円となっており、その99%が道路料金収入（505億円）となっています。

（単位：百万円）

勘定科目	平成18事業年度	平成19事業年度	内 容
経常収益	54,319	51,008	
業務収入	54,279	50,882	
道路料金収入	53,913	50,547	営業中道路の通行料金収入
（福岡高速道路）	36,796	34,360	
（北九州高速道路）	17,117	16,188	
その他	365	335	道路占用料、駐車場収入等 受取利息等
その他	41	126	
合 計	54,319	51,008	

（注）受託業務、負担金事業は各年度において変動が大きいので、本項においては経常収益から受託業務収入及び負担金事業受入金を除いて記載しています。

(2)費用の状況

平成19事業年度に係る費用の主なものの一つ目は、高速道路の維持修繕や料金収受などに要する事業資産管理費、一般管理費で105億円（事業資産管理費94億円、一般管理費11億円）です。二つ目は、営業中道路の借入金等の利息など（業務外費用）で117億円です。又、道路事業損失補てん引当金繰入は、24億円、営業中道路の収支差となる263億円は、償還準備金繰入として計上しています。

償還準備金繰入については、本説明書35ページをご参照ください。

（単位：百万円）

勘定科目	平成18事業年度	平成19事業年度	内 容
経常費用	54,261	50,962	
事業資産管理費	9,542	9,432	
道路管理費	9,451	9,331	営業中道路の維持補修、料金収受等の直接費用 駐車場の維持管理費用
駐車場管理費	91	101	
一般管理費	1,054	1,115	
一般管理費	910	973	営業中道路の管理等に従事する職員の人件費等 事務所の建物等の減価償却費等
その他	145	142	
引当金等繰入	31,367	28,683	
道路事業損失補 てん引当金繰入	2,562	2,391	道路事業の採算リスクに備えるための引当 金に係る当年度繰入額
償還準備金繰入	28,805	26,292	
（福岡高速道路）	21,291	19,383	営業中道路の建設に要した借入金の返済に 充てた当年度回収額
（北九州高速道路）	7,514	6,910	
業務外費用	12,297	11,732	道路債券等の利息等で営業中道路に係るもの 駐車場の当期利益金
当期利益金	59	46	
合 計	54,319	51,008	

（注）受託業務、負担金事業は各年度において変動が大きいので、本項においては経常費用から受託業務費及び負担金事業費を除いて記載しています。

(3)資産の状況

平成 19 事業年度に係る資産の総額は 1 兆 2,070 億円となっています。このうち、営業中の道路資産が 1 兆 1,355 億円、建設中の道路資産額が 573 億円で合計 1 兆 1,928 億円となっており、資産総額に対して、道路資産が 99%を占めています。

(単位：百万円)

勘定科目	平成 18 事業年度	平成 19 事業年度	内 容
流動資産	12,938	10,374	現金・預金、未収金等
固定資産	1,172,767	1,195,509	
事業資産	1,126,462	1,135,466	営業中道路の価額
(福岡高速道路)	768,673	770,704	
(北九州高速道路)	357,789	364,762	
事業資産建設仮勘定	43,667	57,332	建設中道路の価額
(福岡高速道路)	43,667	57,332	
(北九州高速道路)	0	0	
有形固定資産	2,599	2,528	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
無形固定資産	39	100	電話加入権等
その他		82	
繰延資産	1,068	1,111	道路債券発行差金等
資産合計	1,186,773	1,206,994	

(4)負債及び資本の状況

平成 19 事業年度に係る負債及び資本の総額は 1 兆 2,070 億円となっています。主なものは、道路債券などの借入金が 8,300 億円、道路事業損失補てん引当金が 347 億円、償還準備金が 1,122 億円、設立団体からの出資金が 2,096 億円です。

償還準備金については、本説明書 35 ページをご参照ください。

(単位：百万円)

勘定科目	平成 18 事業年度	平成 19 事業年度	内 容
流動負債	12,271	11,300	未払金、未払費用等
固定負債	851,379	838,532	
福岡北九州高速道路債券	328,019	336,471	道路債券の発行残高
特別転貸債借入金	185,231	177,288	特別転貸債の借入残高
公営企業金融公庫借入金	13,992	14,576	公庫資金の借入残高
政府借入金	190,943	186,165	政府無利子借入金の借入残高
長期借入金	124,489	115,489	証書借入金の借入残高、県市財政支援金
退職給与引当金	1,741	1,508	
ETC マレージ 引当金	75	145	
資産見返交付金	6,889	6,889	設立団体の建設助成金（補助金）
特別法上の引当金	118,240	146,923	
道路事業損失補てん引当金	32,313	34,704	採算リスクに備えるための引当金
償還準備金	85,927	112,219	営業中道路の建設に投下した借入金の返済に充てた額の累計額
(福岡高速道路)	97,755	117,137	
(北九州高速道路)	△11,828	△4,918	
(負債合計)	981,890	996,755	

(単位：百万円)

勘定科目	平成 18 事業年度	平成 19 事業年度	内容
基本金	204,306	209,616	地方公共団体からの出資金
剰余金	577	623	駐車場の利益の累計額
(資本合計)	204,883	210,239	
負債・資本合計	1,186,773	1,206,994	

(5) 営業中道路の償還状況

営業中道路の資産総額 1 兆 1,286 億円に対して、償還準備金は 1,122 億円積み立てています。平成 19 事業年度で新たに積み立てられた償還準備金は 263 億円となっています。

(単位：百万円)

事業年度	路 線 名		営業中道路 の価額 A	償還準備金 B	償還率 B/A	建設中道路資産 (建設仮勘定)
平成 18 事業年度	全 体		1,119,573	85,927	7.7%	43,667
	路 線	福岡高速道路	766,359	97,755	12.8%	43,667
		北九州高速道路	353,213	△11,828	△3.3%	0
平成 19 事業年度	全 体		1,128,577	112,219	9.9%	57,332
	路 線	福岡高速道路	768,391	117,137	15.2%	57,332
		北九州高速道路	360,186	△4,918	△1.4%	0

(注) 営業中道路の価額は、道路資産から資産見返交付金を除いた額です。

2 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

3 対処すべき課題

経営改善の取組み

公社は、北九州市が平成4年11月「北九州市外郭団体指導調整要綱」を、福岡市が平成11年11月に「行財政改革要綱」を制定したことに基づき、その指導、監督等を受けて経営改善に取り組んでまいりましたが、平成14年3月に福岡県が定めた「公社等外郭団体改革指針」に沿って、平成14事業年度に「経営改善計画」を策定し、平成15事業年度に総合コスト縮減推進委員会を設置し平成16事業年度には、同計画の中の運営コスト縮減を図るため、「総合コスト削減計画」を策定しました。

その主な内容は、以下のとおりです。

(1)組織・職員数の適正化

公社はこれまで、職員の削減（各事業年度の4月1日現在の人数：平成18事業年度 200人、平成19事業年度 196人、平成20事業年度 188人）に努め、組織のスリム化を図ってまいりました。

今後も事業量に応じた適正な職員配置（保全、営業、交通管理を中心とした）を行うとともに、組織の統廃合等にも取り組み、より柔軟かつ効率的な執行体制を整備していきます。

(2)利用促進計画

安全、快適に都市高速道路を利用していただけるようにサービスの改善及び向上を図るとともに、交通量の増加を図るため「利用促進本部」を設置しています。

又、平成16事業年度より本社に「営業部」を発足させ、営業活動の更なる強化に取り組んでいます。

主な促進策としては次のことを実施します。

ア 福岡、北九州両高速道路におけるETCの普及促進

普及促進キャンペーン等を実施します。

利用分析により割引内容の検討を行います。

イ 北九州高速道路の利用促進計画の策定と実施

利用低迷の要因分析を行いそれをもとに対策を実施します。

ウ 顧客満足度調査（CS）に基づくサービス向上の推進

福岡、北九州両高速道路に関する顧客満足度調査の結果を分析し、更なるサービス向上の推進を図ります。

エ 得走スポットの実施

ホテル・レストラン等と連携し、都市高速道路の領収書等を提示することにより入館料や飲食代の割引が受けられる内容で、特に休日の利用者増加を図っています。

オ 企業訪問の実施

幹部職員が企業訪問を実施し、都市高速道路の更なる利用促進をお願いしています。

カ 他との連携による広報活動

福岡観光連盟等の団体と連携し広報活動に参加しています。

キ 「環境にやさしい都市高速」の広報活動

都市高速を利用した時のCO₂削減効果及び燃費向上効果を強調した広報活動を行います。

今後の利用促進計画としては、効果的な利用促進策を策定するとともに利用者の定着化を促進するため、上記の施策を実施すると同時に全役職員による全社的な広報宣伝活動を展開していきます。

(3)渋滞対策等の実施

公社では高速道路上や出入口における交通渋滞対策や交通事故対策など、お客様へのサービス改善・向上を図るため「渋滞対策等推進本部」を設置しました。

同推進本部では渋滞対策や事故対策を取りまとめたアクションプログラムを策定するとともに、その実効性を高めるため、施策実施状況の確認や施策の効果の把握を行うフォローアップ調査を行うことにしています。

平成 19 事業年度は平成 18 事業年度と比較し、渋滞回数は 16%、事故率は 9%減少し、着実に効果を発揮しています。

(4)コストの縮減

公社は、平成 9 年に政府において策定された「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」及び、これに基づく建設省(現：国土交通省)の「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を踏まえ、平成 10 年 3 月に「建設工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、平成 9 事業年度から平成 14 事業年度までに、平成 8 事業年度の標準的なコストに比べ、建設費では 6%の削減目標に対し 7.8%、維持改良費では 5%の削減目標に対し 5.1%の削減を実施しました。

更に、平成 14 年 12 月の道路関係四公団民営化推進委員会における意見書を踏まえ、平成 15 年 7 月に、それまでの「建設工事コスト縮減推進委員会」を「総合コスト縮減推進委員会」へ移行し、従来の建設費、維持改良費に加え、業務管理費及び一般管理費を含めた全公社の総合的な取り組みを示す「コスト削減計画」を平成 16 年 6 月に策定し、コスト縮減に取り組んでまいりました。

建設費では、構造や工法の見直し等の削減施策に取組みながら、平成 15 事業年度から平成 24 事業年度までに 6.2%の削減を目指すこととしており、平成 15 事業年度から平成 19 事業年度までに 4%の削減を実施しました。

又、管理費では、保守点検の方法・頻度の見直し、料金収受の効率化・人件費の見直し、事務的経費の削減施策に取組みながら、平成 17 事業年度には平成 14 事業年度と比較して 36.4%を削減しており、平成 18 事業年度以降も削減施策を引き続き実施しながら、整備計画完了後の平成 25 事業年度には 40%を越える削減を目指します。

(5)契約方式の改善

公社における入札契約については、地方道路公社法など、関係法令の定めるところにより、適正な実施に努めています。

公共工事については特に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年)及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年)が施行され、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進及び談合その他の不正行為の排除並びに経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることなどがあらためて要請されています。

このことから、公社ではすでに取り組んできた入札及び契約に関する情報の公表について、平成 15 年 4 月には工事発注見通しについて、平成 16 年 1 月には予定価格及び最低制限価格についてなど、公表の範囲を拡げてきたほか、指名停止措置要領の見直しによって不正行為の抑止や不正行為を行った者等の入札からの排除などに随時取り組んできました。

さらに、平成 17 事業年度から概ね 7 億円以上の工事に総合評価方式を取り入れるとともに、平成 18 事業年度からは一般競争入札の実施対象範囲を「24 億円 3 千万円以上」から「3 億円以上」に大幅に引き下げました。

しかしながら、近年における入札談合事件により総務及び国土交通両省から入札及び契約のより一層の適正化の措置を講じるよう要請がなされたことを受けて設立団体である福岡県において一定の対応が図られたことから、公社においても平成 19 年 11 月に一般競争入札及び総合評価方式の実施対象範囲を「5 千万円以上」とする見直しを行いました。

4 事業等のリスク

以下において、本債券への投資に関し、公社の事業内容を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと公社が考える事項を記載しています。

(1) 公社の業績の変動要因について

公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくこととしています。

(2) 事業に係る法律事項等について

公社は、公社法に基づき設立された機関であり、公社の事業運営に際しましては公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか設立団体の監督等を受けることとされています。

かかる法律事項等についての詳細は、本説明書の19ページをご参照ください。

(3) 災害等によるリスク

公社は、地震、台風、大雪等の自然災害に対する対策として、事前に耐震補強工事、雪氷対策等を講じていますが、当公社の想定以上の自然災害が発生した場合は、当公社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

5 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

6 研究開発活動

公社においては、都市内の厳しい条件下において、都市高速道路の建設・維持管理等を行うためにコストの縮減を図るとともに、構造物等の品質向上やより安全で快適な走行を確保するために、以下のような新技術・新工法・新材料の採用に積極的に取り組んでいます。

(1) 委員会による審議

「新技術・新工法・新材料検討委員会」において、コスト縮減、構造物等の品質向上等の技術課題について審議し、事業に反映させています。

(2) 調査研究

維持管理の分野では、高速道路資産を費用効率的に維持管理するために、予防保全の積極的採用によるライフサイクルコストの縮減、効率的な維持補修工法の検討について調査研究を行っています。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

7 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経理の特徴

公社の経理については、公社法、公社法施行規則及び公社会計規程に基づいて会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、有料道路事業が償還主義（※1）であることから、道路の建設に投下した資金の回収状況をより明確に把握できる償還準備金積立方式を採用していることがあげられます。

償還準備金積立方式は、道路資産（営業中道路）から生じる毎期の収支差（収益と費用の差）を算出して、道路の建設に投下した資金の正味回収額を毎期明らかにし、この額を「償還準備金繰入」として損益計算書に費用計上し、又、その累計額を「償還準備金」として貸借対照表に計上する方式で、道路の資産を形成するのに要した費用を積み上げた「道路資産」と借入金等の返済に充てる「償還準備金」を対比することにより、償還状況が明確に把握できるようにした方式です。

このように、償還準備金積立方式を採用しているのは、有料道路は、一定期間内（料金徴収期間内）に借入金等を償還し、借入金の償還を完了すると道路をその本来の道路管理者（公社では福岡市並びに北九州市）に引き渡し無料開放することを基本としているため、借入金等が着実に償還されているかが、経営上最も重要な事項として位置づけられることによるものです。

民間企業は永続的に存続し、利益を上げることが期待され企業会計原則に基づいて、土地を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、公社の道路資産については減価償却を行わず、建設投資額（建設に要した借入金等の総額）で表示します。これは、有料道路事業が営利を目的としておらず、公社は一般の事業会社のように、利益を株主に配当したり、法人税を課せられることがないため、配当利益や課税所得を算出する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則に立てば、公社ではその経営状態を把握する上で、借入金の返済状況を示すことが重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことで、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況が示されることになります。

※1 償還主義とは、一定の料金徴収期間内の料金収入で、高速道路の建設費、管理費及び借入金の支払利息等をすべてまかなうこと、又、返済が終了すれば、本来の原則である無料の道路となること、利潤を一切見込まないことをいいます。

(2) 平成 19 事業年度収支状況及び実績（道路部門）

① 収支状況

福岡北九州高速道路事業全体の収入は、対前年度比 3,331 百万円（6.2%）減の 50,793 百万円となりました。

又、営業中の高速道路にかかった費用の合計は管理コストの節減効果と金利の低下により対前年度比 818 百万円（3.2%）減の 24,501 百万円となりました。その結果、収支差は、対前年度比 2,513 百万円（8.7%）減の 26,292 百万円となり、償還準備金繰入に計上されました。

（単位：百万円）

路 線 名	収 入 (うち料金収入)	費 用 (うち金利等)	収 支 差	経理処理
福岡北九州高速道路	50,793 (50,547)	24,501 (11,732)	26,292	償還準備金繰入 26,292
福岡高速道路	34,498 (34,360)	15,116 (7,335)	19,383	償還準備金繰入 19,383
北九州高速道路	16,295 (16,188)	9,385 (4,396)	6,910	償還準備金繰入 6,910

②通行台数及び料金収入

ア. 平成 18 事業年度

平成 18 事業年度の福岡北九州高速道路の料金収入は、対前年比 7.5%増の 53,810 百万円となりました。

福岡高速道路は、平成 18 年 3 月の高速 5 号線野多目～堤間の供用効果が持続し、交通量は対前年比+5.7%になりました。

一方、北九州高速道路は、長引く景気低迷の影響や九州縦貫自動車道の E T C 割引等の影響で、交通量はほぼ前年度並みでした。

(平成 19 年 3 月末現在)

路 線 名	延 長 (km)	交 通 量		料 金 収 入	
		年間 (台)	日平均 前年度比	年間 (百万円)	日平均 前年度比
福岡高速道路	48.7	61,911,780	105.7%	36,693	110.0%
北九州高速道路	49.5	35,313,912	99.5%	17,117	102.5%
合計	98.2	97,225,692	103.3%	53,810	107.5%

イ. 平成 19 事業年度

平成 19 事業年度の福岡北九州高速道路の料金収入は、対前年比 7.0%減の 50,202 百万円となりました。これは、福岡高速道路の回数通行券販売が平成 18 年 12 月で終了になり、滞留回数券での通行による減収が主な要因です。

福岡・北九州両高速道路の交通量の減少は、年度後半からのガソリン価格の高騰による影響を受けているものと考えられます。

(平成 20 年 3 月末現在)

路 線 名	延 長 (km)	交 通 量		料 金 収 入	
		年間 (台)	日平均 前年度比	年間 (百万円)	日平均 前年度比
福岡高速道路	48.7	61,632,437	99.3%	34,014	92.4%
北九州高速道路	49.5	33,902,858	95.7%	16,188	94.3%
合計	98.2	95,535,295	98.0%	50,202	93.0%

第3 設備の状況

1 設備の概要

公社の主要な事業である高速道路事業にかかる平成18及び平成19事業年度の投資概要は以下のとおりです。

<福岡高速道路>

福岡高速道路は、平成18事業年度末では48.7kmの供用延長を有し、利用台数1日平均170千台の福岡都市圏交通の大動脈となっていますが、ネットワークとしては、未だ完成にいたっていないため、都市高速JCT部を中心に渋滞が発生しています。

高速5号線が全線整備されると合流部に集中している通過交通が分散され、渋滞解消が期待されます。平成19事業年度においては、高速5号線（月隈JCT～福重JCT）18.1kmのうち、堤～福重JCT（8.1km）の工事を実施しました。なお、前記区間のうち、堤～野芥（3.1km）を平成20年4月19日に開通しました。

又、万一の大規模地震に備えて、平成18事業年度に引き続き上部工の耐震補強工事を実施しました。

<北九州高速道路>

北九州高速道路は、平成18事業年度末では49.5kmの供用延長を有し、利用台数1日平均97千台の北九州都市圏交通の大動脈となっています。

平成19事業年度においては、高速4号線（春日～馬場山）31.8kmについて、建設後30年以上経過した区間が70%以上で、劣化損傷が著しい箇所があるため、平成18事業年度に引き続き大規模補修工事（リニューアル工事）を実施しました。

又、ETC整備における料金機械設備や関連する料金所工事等を実施しました。なお、平成20年11月1日に全料金所においてETCの運用を開始しました。

2 主な設備の状況

公社における主な設備の状況は、以下のとおりです。（平成20年3月末現在）

（単位：百万円）

路線名	区間	開通延長 (km)	道路価額 (百万円)	開通年月日
福岡高速 1 号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目～ 同市西区福重三丁目	18.0	315,831	S55.10.20 S58.10.6 S62.11.6 S63.10.31 H1.3.4 H5.4.2 H13.10.13
福岡高速 2 号線	福岡市博多区千代六丁目～ 太宰府市水城二丁目	13.2	215,615	S61.4.23 S63.10.31 H1.3.4 H6.4.4 H11.3.27
福岡高速 3 号線	福岡市博多区東光二丁目～ 同市博多区豊二丁目	0.6	6,652	H1.3.4
福岡高速 4 号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目～ 同市東区蒲田三丁目	6.9	89,837	H11.3.27 H12.11.21 H14.3.10
福岡高速 5 号線	福岡市博多区西月隈四丁目～ 同市城南区樋井川四丁目	10.0	142,769	H15.5.1 H16.6.27 H18.3.26
福岡高速道路計	—————	48.7	770,704	—————
北九州高速 1 号線	北九州市小倉南区長野二丁目～ 同市小倉北区下到津一丁目	9.2	106,586	S55.10.20 S58.10.6 S61.12.2 S63.12.17 H12.7.26 H18.2.26
北九州高速 2 号線	北九州市小倉北区許斐町～ 同市戸畑区大字戸畑	4.3	47,143	S55.10.20 H1.8.30 H2.3.31
北九州高速 3 号線	北九州市小倉北区菜園場一丁目～ 同市小倉北東港一丁目	1.8	20,144	S55.10.20 S58.10.6 S63.12.17
北九州高速 4 号線	北九州市門司区春日町～ 同市八幡西区茶屋の原二丁目	31.8	136,338	H3.3.31
北九州高速 5 号線	北九州市八幡東区東田五丁目～ 同市八幡東区神山町	2.4	54,550	H13.7.2
北九州高速道路計	—————	49.5	364,762	—————
福岡北九州高速道路計		98.2	1,135,466	—————

3 設備の新設、除却等の計画

(1) 平成 20 事業年度事業計画

①福岡高速道路

ア 建設事業

(単位：百万円)

総事業費	平成 19 事業年度迄 実施済額	平成 20 事業年度 予算額	残事業費
837,143	796,715	12,000	28,428

※事業費には利子補給金（全体額 6,594 百万円）を含む。

平成 20 事業年度における福岡高速道路の建設事業路線は次のとおりです。

路線名	区 間	延長(km)
高速 5 号線	博多区西月隈四丁目～西区福重三丁目 (月隈 J C T～野芥(13.1km)供用済)	18.1

イ 改築事業

(単位：百万円)

総事業費	平成 19 事業年度迄 実施済額	平成 20 事業年度 予算額	残事業費
37,451	35,945	926	580

平成 20 事業年度における福岡高速道路の改築事業は次のとおりです。

事業名	区 間
上部工耐震	高速 1 号線：香椎～荒津大橋

②北九州高速道路

ア 改築事業

(単位：百万円)

総事業費	平成 19 事業年度迄 実施済額	平成 20 事業年度 予算額	残事業費
141,849	132,465	9,384	0

平成 20 事業年度における北九州高速道路の改築事業は次のとおりです。

事業名	区 間
大規模補修 (リニューアル工事)	高速 4 号線：春日出入口～馬場山出入口
E T C 整備	高速 1 号線～高速 5 号線：全料金所 (平成 20 年 11 月 1 日運用開始)

(2) 平成 20 事業年度開通区間

福岡高速 5 号線 堤～野芥間(3.1 km) 平成 20 年 4 月 19 日開通

第4 法人の状況

1 基本金の推移

出資金

公社の基本財産として設立団体から出資を受けています。

公社は福岡高速道路及び北九州高速道路の2路線を建設していることから、福岡高速道路に対する出資金については、現在にいたるまで福岡県及び福岡市が各2分の1、北九州高速道路に対する出資金については福岡県及び北九州市が各2分の1の割合で受入れています。

出資金は、各路線の建設事業費に対する出資比率をもって算定し、昭和46事業年度から毎年受入れを行っており、平成19事業年度までの出資金は2,096億1,560万円となっています。

(単位：百万円)

事業年度 区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
出資金	7,133	5,235	6,295	4,575	5,310
出資金の累計	188,201	193,436	199,731	204,306	209,616

2 役員の状況

(1) 役員の定数及び任期

公社法第11条で、公社に役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととされています。

又、役員の任期は公社法第14条で4年を超えることができず、再任されることができるとされています。

なお、公社法第5条で役員の定数、任期等については定款で規定しなければならないこととされており、公社においては、定款第6条及び第9条で、役員の定数及び任期について次のとおり定めています。

役 職	定 数 等	任 期
理事長	1名	2年（再任されることができる。）
副理事長	1名	2年（再任されることができる。）
理事	4名以内	2年（再任されることができる。）
監事	2名以内	2年（再任されることができる。）

(2) 役員の任命

公社法第13条により、理事長及び監事は設立団体の長が任命することとされています。

又、副理事長及び理事は、理事長が任命することとされています。

(3) 役員の状況

(平成 20 年 12 月 1 日現在)

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理事長	^{たなか やすゆき} 田中 康順 (昭和 24 年 3 月 6 日生)	前 財団法人土木研究センター審議役
副理事長	空 席	
理 事	^{なかはら じゅんいちろう} 中原 潤一郎 (昭和 24 年 5 月 1 日生)	前 福岡県企画振興部長
理 事	^{えぐち ともひろ} 江口 友弘 (昭和 23 年 5 月 2 日生)	前 福岡県土木部技監
理 事	^{いまどう しゅうじ} 今任 収 治 (昭和 21 年 11 月 24 日生)	前 道路管理センター九州地区支部長
理 事	^{ひろた のぶし} 廣田 誠秀 (昭和 23 年 7 月 27 日生)	現 北九州市建築都市局理事
監 事	^{きのした まさき} 木下 政喜 (昭和 24 年 11 月 23 日生)	前 福岡財務支局管財部長
監 事 (非常勤)	^{おぼた おさむ} 小幡 修 (昭和 23 年 10 月 21 日生)	現 福岡銀行専務取締役 (兼任)

3 コーポレート・ガバナンスの状況

公社のガバナンス体制は、大きく①法に基づくもの、②設立団体による指導、③内部管理から構成されています。

①法に基づくもの

地方道路公社に基づく主な認可、承認等については、本説明書の 19 ページをご参照ください。

②設立団体による指導

設立団体による指導等については、本説明書の 19 ページをご参照ください。

③内部管理

理事会は、理事長、理事をもって構成され毎事業年度の予算、決算等、公社の業務運営上重要な事項について審議することになっています。

監事は、公社の設立団体への財務諸表及び決算報告書の提出にあたっては意見を述べることにしています。

第5 経理の状況

1 財務諸表の作成方法

公社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則及び公社会計規程に基づき作成しています。

なお、ここに掲載している財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、公社法第26条第1項の規定に基づき、設立団体の長に提出しています。

2 監査証明

公社の財務諸表は、設立団体の長に提出する際には、公社法第26条第2項の規定に基づき監事の意見をつけなければならないとされています。本説明書では、財務諸表の前に「監事の意見書」を掲載しております。

又、公社の財務諸表には旧証券取引法第193条の2又は金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3 財務諸表等

(2) 平成18事業年度

①監事意見書

監 査 意 見 書

地方道路公社法第26条第2項の規定に基づき、平成19年6月14日理事長から提出された平成18事業年度福岡北九州高速道路公社の財務諸表及び決算報告書は、諸帳簿その他証拠書類と照合精査の結果、その内容は適正なものと認めます。

平成19年7月17日

福岡北九州高速道路公社

監 事 末永昭夫



監 事 小幡 修



②財務諸表

平成18事業年度 福岡北九州高速道路公社財産目録

平成19年3月31日 現在

単位 (円)

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動資産			12,938,247,696
現金・預金			5,657,933,684
	現金	156,059,243	
	普通預金	4,501,874,441	
	定期預金	1,000,000,000	
未収収益			32,673
	未収利息	32,673	
未収金			7,271,821,222
	福岡高速道路料金未収金	2,029,319,746	
	北九州高速道路料金未収金	302,339,561	
	福岡駐車場料金未収金	1,577,250	
	北九州駐車場料金未収金	1,313,500	
	福岡高速道路業務未収金	36,009,720	
	北九州高速道路業務未収金	975,281	
	北九州駐車場業務未収金	26,679	
	福岡高速原因者負担金未収金	9,720,414	
	北九州高速原因者負担金未収金	23,828,350	
	その他の未収金	4,866,710,721	
その他の流動資産			8,460,117
	立替金	8,299,752	
	立替金(県公社)	160,365	
固定資産			1,172,766,995,221
事業資産			1,126,462,078,057
福岡高速道路		768,672,764,648	
	福岡高速1号線 福岡市東区香住ヶ丘二丁目～ 同市西区福重三丁目 18.0km	314,158,336,225	
	福岡高速2号線 福岡市博多区千代六丁目～ 太宰府市水城二丁目 13.2km	215,406,358,799	
	福岡高速3号線 福岡市博多区東光二丁目～ 同市博多区豊二丁目 0.6km	6,633,059,226	
	福岡高速4号線 福岡市東区箱崎ふ頭三丁目～ 同市東区蒲田三丁目 6.9km	89,823,963,148	
	福岡高速5号線 福岡市博多区西月隈四丁目～ 同市城南区樋井川四丁目 10.0km	142,651,047,250	

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
北九州高速道路		357,789,313,409	
	北九州高速 1 号線 北九州市小倉南区長野二丁目～ 同市小倉北区下到津一丁目 9.2km	105,879,767,445	
	北九州高速 2 号線 北九州市小倉北区許斐町～ 同市戸畑区大字戸畑 4.3km	46,807,559,510	
	北九州高速 3 号線 北九州市小倉北区菜園場一丁目～ 同市小倉北区東港一丁目 1.8km	20,117,516,691	
	北九州高速 4 号線 北九州市門司区春日町～ 同市八幡西区茶屋の原二丁目 31.8km	130,585,304,884	
	北九州高速 5 号線 北九州市八幡東区東田五丁目～ 同市八幡東区神山町 2.4km	54,399,164,879	
事業資産建設仮勘定 福岡高速道路建設仮勘定			43,667,227,641
	福岡 5 号線建設仮勘定	43,667,227,641 43,667,227,641	
有形固定資産 建物			2,598,958,454
		2,388,107,010	
	事務所建物 6 7 件	2,181,644,176	
	その他の建物 3 8 件	206,462,834	
	構築物	82,507,492	
	構築物 4 3 件	82,507,492	
	機械・装置	24,147,395	
	機械・装置 1 7 件	24,147,395	
	車両・運搬具	42,187,144	
	車両・運搬具 4 8 件	42,187,144	
	工具・器具・備品	20,359,413	
	工具・器具・備品 1 0 8 件	20,359,413	
	土地	41,650,000	
	土地 普通財産	41,650,000	
無形固定資産 電話加入権			38,731,069
		6,262,969	
	電話加入権 7 3 件	6,262,969	
	ソフトウェア	32,468,100	
	ソフトウェア 3 件	32,468,100	
繰延資産 債券発行差金			1,067,684,548
			777,735,601
	債券発行差金	777,735,601	
	証書借入金諸費		136,068,625
	証書借入金諸費	136,068,625	
	調査費		153,880,322
	福岡高速その他の調査費 北九州高速その他の調査費	142,186,357 11,693,965	
資産の部合計			1,186,772,927,465

負 債 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動負債			12,271,450,524
未払金	未払金	11,358,161,902	11,358,161,902
未払費用	未払利息	862,393,871	862,393,871
預り金			50,527,868
	預り納付金	16,327,694	
	保証金	21,926,309	
	預り金（県公社）	11,990,725	
	その他の預り金	283,140	
前受収益	前受収益	365,883	365,883
仮受金	その他の仮受金	1,000	1,000
固定負債			851,378,523,413
福岡北九州高速道路債券			328,019,000,000
	福岡高速道路債券	206,059,280,000	
	北九州高速道路債券	121,959,720,000	
特別転貸債借入金			185,231,421,404
	福岡県借入金	92,843,226,328	
	福岡市借入金	69,173,437,813	
	北九州市借入金	23,214,757,263	
公営企業金融公庫借入金			13,991,751,196
	福岡高速公営企業金融公庫借入金	11,352,424,417	
	北九州高速公営企業金融公庫借入金	2,639,326,779	
政府借入金			190,942,576,113
	福岡高速政府借入金	48,064,961,863	
	北九州高速政府借入金	31,452,714,267	
	福岡高速無利子（貸付金償還政府）借入金	3,596,266,661	
	北九州高速無利子（貸付金償還政府）借入金	500,533,333	
	福岡高速社会資本整備事業政府借入金	95,346,099,989	
	北九州高速社会資本整備事業政府借入金	11,982,000,000	
長期借入金			124,489,000,000
証書借入金			
		94,489,000,000	
	福岡高速証書借入金	41,000,000,000	
	北九州高速証書借入金	53,489,000,000	
長期借入金			
		30,000,000,000	
	福岡県借入金	15,000,000,000	
	北九州市借入金	15,000,000,000	

負 債 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
退職給与引当金	退職給与引当金	1,740,718,097	1,740,718,097
ETCマイレージ引当金	福岡ETCマイレージ引当金	74,713,240	74,713,240
資産見返交付金	福岡県交付金	3,046,988,082	6,889,343,363
	福岡市交付金	1,156,674,916	
	北九州市交付金	2,490,315,166	
	その他交付金	195,365,199	
特別法上の引当金等			118,240,445,397
道路事業損失補てん引当金			32,313,397,242
福岡事業損失補てん引当金		19,172,167,809	
	福岡事業損失補てん引当金	19,172,167,809	
北九州事業損失補てん引当金		13,141,229,433	
	北九州事業損失補てん引当金	13,141,229,433	
償還準備金			85,927,048,155
福岡高速道路償還準備金		97,754,715,355	
	福岡高速道路償還準備金	97,754,715,355	
北九州高速道路償還準備金		△ 11,827,667,200	
	北九州高速道路償還準備金	△ 11,827,667,200	
負債の部合計			981,890,419,334
正 味 財 産			204,882,508,131

平成18事業年度福岡北九州高速道路公社貸借対照表

平成19年3月31日現在

単位 (円)

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金 額	勘定科目	金 額
流動資産	12,938,247,696	流動負債	12,271,450,524
現金・預金	5,657,933,684	未払金	11,358,161,902
未収収益	32,673	未払費用	862,393,871
未収金	7,271,821,222	預り金	50,527,868
その他の流動資産	8,460,117	前受収益	365,883
		仮受金	1,000
		固定負債	851,378,523,413
固定資産	1,172,766,995,221	福岡北九州高速道路債券	328,019,000,000
事業資産	1,126,462,078,057	特別転貸債借入金	185,231,421,404
（福岡高速道路）	768,672,764,648	公営企業金融公庫借入金	13,991,751,196
（北九州高速道路）	357,789,313,409	政府借入金	190,942,576,113
事業資産建設仮勘定	43,667,227,641	長期借入金	124,489,000,000
道路建設仮勘定	43,667,227,641	証書借入金	94,489,000,000
（福岡高速道路）	43,667,227,641	長期借入金	30,000,000,000
有形固定資産	2,598,958,454	退職給与引当金	1,740,718,097
建物	2,388,107,010	ETCマイレージ引当金	74,713,240
構築物	82,507,492	資産見返交付金	6,889,343,363
機械・装置	24,147,395		
車両・運搬具	42,187,144	特別法上の引当金等	118,240,445,397
工具・器具・備品	20,359,413	道路事業損失補てん引当金	32,313,397,242
土地	41,650,000	（福岡高速道路）	19,172,167,809
無形固定資産	38,731,069	（北九州高速道路）	13,141,229,433
電話加入権	6,262,969	償還準備金	85,927,048,155
ソフトウェア	32,468,100	（福岡高速道路）	97,754,715,355
		（北九州高速道路）	△ 11,827,667,200
繰延資産	1,067,684,548		
債券発行差金	777,735,601	（負債合計）	981,890,419,334
証書借入金諸費	136,068,625		
調査費	153,880,322	基本金	204,305,600,000
		地方公共団体出資金	204,305,600,000
		剰余金	576,908,131
		利益剰余金	576,908,131
		（資本合計）	204,882,508,131
資 産 合 計	1,186,772,927,465	負債・資本合計	1,186,772,927,465

平成18事業年度福岡北九州高速道路公社損益計算書

平成18年4月 1日から

平成19年3月31日まで

単位 (円)

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用	54,729,392,842	経常収益	54,787,932,723
事業資産管理費	9,542,019,469	業務収入	54,278,610,909
福岡高速道路管理費	5,487,509,275	道路料金収入	53,913,120,318
北九州高速道路管理費	3,963,565,624	(福岡高速道路)	36,796,413,316
福岡駐車場管理費	54,652,662	(北九州高速道路)	17,116,707,002
北九州駐車場管理費	36,291,908	駐車場料金収入	194,122,863
一般管理費	1,054,251,633	(福岡駐車場)	128,355,790
一般管理費	909,524,493	(北九州駐車場)	65,767,073
退職給与引当金繰入	37,231,264	道路業務雑収入	170,874,951
減価償却費	107,495,876	(福岡高速道路)	103,653,221
引当金等繰入	31,367,399,321	(北九州高速道路)	67,221,730
道路事業損失補てん引当金繰入	2,562,375,529	駐車場業務雑収入	492,777
(福岡高速道路)	1,747,294,244	(福岡駐車場)	72,500
(北九州高速道路)	815,081,285	(北九州駐車場)	420,277
償還準備金繰入	28,805,023,792	受託業務収入	466,913,660
(福岡高速道路)	21,291,058,555	福岡高速受託業務収入	410,000,660
(北九州高速道路)	7,513,965,237	北九州高速受託業務収入	56,913,000
受託業務費	466,913,660	負担金事業受入金	1,607,550
福岡高速受託業務費	410,000,660	北九州高速負担金事業受入金	1,607,550
北九州高速受託業務費	56,913,000		
負担金事業費	1,607,550		
北九州高速負担金事業費	1,607,550	業務外収益	40,800,604
業務外費用	12,297,201,209	受取利息	14,945,245
債券利息	6,107,097,268	雑益	18,017,147
証書借入金利息	1,203,001,007	設立団体負担金	7,838,212
借入金利息	4,685,714,695		
借入金等関係諸費	2,100,000		
債券発行差金償却	130,976,011		
証書借入金諸費償却	56,720,653		
雑損	111,591,575		
当期利益金	58,539,881		
合 計	54,787,932,723	合 計	54,787,932,723

(2) 平成19事業年度

①監事意見書

監 事 意 見 書

地方道路公社法第26条第2項の規定に基づき、平成20年6月19日
理事長から提出された平成19事業年度福岡北九州高速道路公社の財務諸
表及び決算報告書は、諸帳簿その他証拠書類と照合精査の結果、その内容
は適正なものと認めます。

平成20年7月17日

福岡北九州高速道路公社

監 事 木 下 政 喜 

監 事 小 幡 修 

②財務諸表

平成19事業年度 福岡北九州高速道路公社財産目録

平成20年3月31日 現在

単位 (円)

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動資産			10,373,627,962
現金・預金			1,556,344,629
	現金	218,967,643	
	普通預金	837,376,986	
	定期預金	500,000,000	
未収収益			22,420
	未収利息	22,420	
未収金			8,810,822,462
	福岡高速道路料金未収金	2,426,755,291	
	北九州高速道路料金未収金	325,083,615	
	福岡駐車場料金未収金	1,577,250	
	北九州駐車場料金未収金	1,436,500	
	福岡高速道路業務未収金	11,880	
	北九州高速道路業務未収金	555,055	
	北九州駐車場業務未収金	26,983	
	福岡高速原因者負担金未収金	14,889,513	
	北九州高速原因者負担金未収金	18,625,035	
	その他の未収金	6,021,861,340	
その他の流動資産			6,438,451
	立替金	6,188,520	
	立替金(県公社)	249,931	
固定資産			1,195,509,264,067
事業資産			1,135,466,170,246
福岡高速道路			
	福岡高速1号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目～ 同市西区福重三丁目 18.0km	770,703,916,895 315,830,593,929
	福岡高速2号線	福岡市博多区千代六丁目～ 太宰府市水城二丁目 13.2km	215,615,499,861
	福岡高速3号線	福岡市博多区東光二丁目～ 同市博多区豊二丁目 0.6km	6,652,019,402
	福岡高速4号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目～ 同市東区蒲田三丁目 6.9km	89,836,534,411
	福岡高速5号線	福岡市博多区西月隈四丁目～ 同市城南区樋井川四丁目 10.0km	142,769,269,292
北九州高速道路			
	北九州高速1号線	北九州市小倉南区長野二丁目～ 同市小倉北区下到津一丁目 9.2km	364,762,253,351 106,586,482,614

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
事業資産建設仮勘定	北九州高速 2 号線 北九州市小倉北区許斐町～ 同市戸畑区大字戸畑 4.3km	47,143,263,254	57,332,388,323
	北九州高速 3 号線 北九州市小倉北区菜園場一丁目～ 同市小倉北区東港一丁目 1.8km	20,144,009,213	
	北九州高速 4 号線 北九州市門司区春日町～ 同市八幡西区茶屋の原二丁目 31.8km	136,338,432,350	
	北九州高速 5 号線 北九州市八幡東区東田五丁目～ 同市八幡東区神山町 2.4km	54,550,065,920	
	福岡 5 号線建設仮勘定	57,332,388,323	
有形固定資産			2,528,246,429
建物		2,297,541,336	
構築物	事務所建物 6 6 件 その他の建物 3 8 件	2,102,742,426 194,798,910	
機械・装置	構築物 4 4 件	74,191,680	
車両・運搬具	機械・装置 1 8 件	74,191,680 22,595,434	
工具・器具・備品	車両・運搬具 4 8 件	22,595,434 49,464,094	
土地	工具・器具・備品 1 0 7 件	49,464,094 42,803,885	
	土地 普通財産	42,803,885 41,650,000	
無形固定資産			100,019,569
電話加入権		6,262,969	
ソフトウェア	電話加入権 7 3 件	6,262,969	
その他の仮勘定	ソフトウェア 7 件	93,756,600	
投資その他の資産	その他の仮勘定	93,756,600	72,439,500
敷金・保証金			10,000,000
	保証金	10,000,000 10,000,000	
繰延資産			1,110,940,070
債券発行差金			829,940,944
証書借入金諸費	債券発行差金	829,940,944	
調査費	証書借入金諸費	125,205,500	125,205,500
	福岡高速全号線調査費	155,793,626	
	福岡高速その他の調査費	7,308,000	
	北九州高速その他の調査費	145,038,176 3,447,450	
資産の部合計			1,206,993,832,099

負 債 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動負債			11,299,853,067
未払金	未払金	10,311,188,819	10,311,188,819
未払費用	未払利息	926,540,320	926,540,320
預り金	預り納付金	15,825,256	60,962,420
	保証金	26,723,054	
	預り金（県公社）	18,409,465	
	その他の預り金	4,645	
前受収益	前受収益	1,151,232	1,151,232
仮受金	その他の仮受金	10,276	10,276
固定負債			838,532,165,502
福岡北九州高速道路債券	福岡高速道路債券	206,692,400,000	336,471,000,000
	北九州高速道路債券	129,778,600,000	
特別転貸債借入金	福岡県借入金	88,409,927,582	177,288,189,433
	福岡市借入金	66,875,849,277	
	北九州市借入金	22,002,412,574	
公営企業金融公庫借入金	福岡高速公営企業金融公庫借入金	11,728,388,223	14,576,151,136
	北九州高速公営企業金融公庫借入金	2,847,762,913	
政府借入金	福岡高速政府借入金	43,912,466,625	186,165,218,963
	北九州高速政府借入金	31,258,652,361	
	福岡高速無利子（貸付金償還政府）借入金	2,591,666,662	
	北九州高速無利子（貸付金償還政府）借入金	269,866,667	
	福岡高速社会資本整備事業政府借入金	96,665,899,982	
	北九州高速社会資本整備事業政府借入金	11,466,666,666	
長期借入金			115,489,000,000
証書借入金		85,489,000,000	
	福岡高速証書借入金	39,500,000,000	
	北九州高速証書借入金	45,989,000,000	
長期借入金		30,000,000,000	
	福岡県借入金	15,000,000,000	
	北九州市借入金	15,000,000,000	

負 債 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
退職給与引当金	退職給与引当金	1,507,959,043	1,507,959,043
ETCマイレージ引当金	福岡ETCマイレージ引当金	145,303,564	145,303,564
資産見返交付金	福岡県交付金	3,046,988,082	6,889,343,363
	福岡市交付金	1,156,674,916	
	北九州市交付金	2,490,315,166	
	その他交付金	195,365,199	
特別法上の引当金等			146,923,203,817
道路事業損失補てん引当金			34,703,939,976
福岡事業損失補てん引当金		20,791,860,107	
	福岡事業損失補てん引当金	20,791,860,107	
北九州事業損失補てん引当金		13,912,079,869	
	北九州事業損失補てん引当金	13,912,079,869	
償還準備金			112,219,263,841
福岡高速道路償還準備金		117,137,315,445	
	福岡高速道路償還準備金	117,137,315,445	
北九州高速道路償還準備金		△ 4,918,051,604	
	北九州高速道路償還準備金	△ 4,918,051,604	
負債の部合計			996,755,222,386
正 味 財 産			210,238,609,713

平成19事業年度福岡北九州高速道路公社貸借対照表

平成20年3月31日現在

単位 (円)

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金 額	勘定科目	金 額
流動資産	10,373,627,962	流動負債	11,299,853,067
現金・預金	1,556,344,629	未払金	10,311,188,819
未収収益	22,420	未払費用	926,540,320
未収金	8,810,822,462	預り金	60,962,420
その他の流動資産	6,438,451	前受収益	1,151,232
		仮受金	10,276
		固定負債	838,532,165,502
固定資産	1,195,509,264,067	福岡北九州高速道路債券	336,471,000,000
事業資産	1,135,466,170,246	特別転貸債借入金	177,288,189,433
（福岡高速道路）	770,703,916,895	公営企業金融公庫借入金	14,576,151,136
（北九州高速道路）	364,762,253,351	政府借入金	186,165,218,963
事業資産建設仮勘定	57,332,388,323	長期借入金	115,489,000,000
道路建設仮勘定	57,332,388,323	退職給与引当金	1,507,959,043
（福岡高速道路）	57,332,388,323	ETCマイレージ引当金	145,303,564
有形固定資産	2,528,246,429	資産見返交付金	6,889,343,363
建物	2,297,541,336		
構築物	74,191,680	特別法上の引当金等	146,923,203,817
機械・装置	22,595,434	道路事業損失補てん引当金	34,703,939,976
車両・運搬具	49,464,094	（福岡高速道路）	20,791,860,107
工具・器具・備品	42,803,885	（北九州高速道路）	13,912,079,869
土地	41,650,000	償還準備金	112,219,263,841
無形固定資産	100,019,569	（福岡高速道路）	117,137,315,445
電話加入権	6,262,969	（北九州高速道路）	△ 4,918,051,604
ソフトウェア	93,756,600		
その他の仮勘定	72,439,500	（負債合計）	996,755,222,386
投資その他の資産	10,000,000		
敷金・保証金	10,000,000	基本金	209,615,600,000
		地方公共団体出資金	209,615,600,000
繰延資産	1,110,940,070	剰余金	623,009,713
債券発行差金	829,940,944	利益剰余金	623,009,713
証書借入金諸費	125,205,500		
調査費	155,793,626	（資本合計）	210,238,609,713
資 産 合 計	1,206,993,832,099	負債・資本合計	1,206,993,832,099

※固定負債のうち、87,383,323,311円は平成20年度償還金である。

平成19事業年度福岡北九州高速道路公社損益計算書

平成19年4月 1日から

平成20年3月31日まで

単位 (円)

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用	51,145,528,146	経常収益	51,191,629,728
事業資産管理費	9,432,243,378	業務収入	50,882,144,219
福岡高速道路管理費	5,574,574,272	道路料金収入	50,547,498,809
北九州高速道路管理費	3,756,430,428	(福岡高速道路)	34,359,639,646
福岡駐車場管理費	65,767,107	(北九州高速道路)	16,187,859,163
北九州駐車場管理費	35,471,571	駐車場料金収入	207,078,435
一般管理費	1,114,847,790	(福岡駐車場)	127,869,475
一般管理費	973,031,800	(北九州駐車場)	79,208,960
退職給与引当金繰入	27,161,691	道路業務雑収入	126,137,954
減価償却費	114,654,299	(福岡高速道路)	70,171,727
引当金等繰入	28,682,758,420	(北九州高速道路)	55,966,227
道路事業損失補てん引当金繰入	2,390,542,734	駐車場業務雑収入	1,429,021
(福岡高速道路)	1,619,692,298	(福岡駐車場)	1,000,000
(北九州高速道路)	770,850,436	(北九州駐車場)	429,021
償還準備金繰入	26,292,215,686	受託業務収入	182,953,130
(福岡高速道路)	19,382,600,090	福岡高速受託業務収入	3,453,130
(北九州高速道路)	6,909,615,596	北九州高速受託業務収入	179,500,000
受託業務費	182,953,130	負担金事業受入金	758,205
福岡高速受託業務費	3,453,130	北九州高速負担金事業受入金	758,205
北九州高速受託業務費	179,500,000		
負担金事業費	758,205		
北九州高速負担金事業費	758,205	業務外収益	125,774,174
業務外費用	11,731,967,223	受取利息	60,492,432
債券利息	5,963,668,546	雑益	56,083,304
証書借入金利息	1,266,038,002	設立団体負担金	9,198,438
借入金利息	4,236,364,023		
借入金等関係諸費	1,020,862		
債券発行差金償却	131,994,780		
証書借入金諸費償却	53,369,570		
雑損	79,511,440		
当期利益金	46,101,582		
合 計	51,191,629,728	合 計	51,191,629,728

財務諸表：資料

平成19年度 附 属 明 細 書

1. 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

出 資 者	根拠法令	期首残高	当期増加額	期末残高
福岡県	地方道路公社法 第4条第2項	102,153	2,655	104,808
福岡市		75,284	1,840	77,124
北九州市		26,869	815	27,684
計		204,306	5,310	209,616

2. 主な資産負債の明細

イ. 長期借入金の明細

①特別転貸借入金 (単位：百万円)

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
福岡県	92,843	2,758	7,191	88,410
福岡市	69,173	1,960	4,258	66,876
北九州市	23,215	797	2,009	22,002
計	185,231	5,515	13,458	177,288

②公営企業金融公庫借入金 (単位：百万円)

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
公営企業金融公庫	13,992	1,095	511	14,576

③政府借入金 (単位：百万円)

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府借入金	79,518	2,685	7,032	75,171
無利子（貸付金償還政府）借入金	4,097	-	1,235	2,862
社会資本整備事業政府借入金	107,328	4,900	4,096	108,133
計	190,943	7,585	12,362	186,165

④証書借入金（シンジケートローン） (単位：百万円)

借入年月日	借入額	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
平成14年10月31日	6,000	6,000	-	6,000	-
平成15年 2月26日	17,000	17,000	-	17,000	-
平成15年 9月24日	15,000	15,000	-	-	15,000
平成16年 2月25日	8,000	8,000	-	-	8,000
平成16年 9月27日	7,000	7,000	-	-	7,000
平成17年 3月22日	7,000	7,000	-	-	7,000
平成18年 3月24日	7,000	7,000	-	-	7,000
平成18年 3月24日	6,625	6,625	-	-	6,625
平成18年 3月27日	6,865	6,865	-	-	6,865
平成19年 3月20日	14,000	14,000	-	-	14,000
平成20年 2月26日	14,000	-	14,000	-	14,000
計	108,489	94,489	14,000	23,000	85,489

⑤設立団体長期借入金

(単位：百万円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
福岡県	15,000	-	-	15,000
北九州市	15,000	-	-	15,000
計	30,000	-	-	30,000

ロ. 債券の明細

①縁故債・公募債

(単位：百万円)

銘柄	発行総額	償還額			未償還額
		前期末	当期分	計	
第95回 縁故債	15,000	5,400	9,600	15,000	-
第96回 //	34,700	12,492	22,208	34,700	-
9年度小計	49,700	17,892	31,808	49,700	-
第97回 縁故債	25,000	7,500	1,500	9,000	16,000
第98回 //	29,000	8,700	1,740	10,440	18,560
10年度小計	54,000	16,200	3,240	19,440	34,560
第99回 縁故債	25,000	6,000	1,500	7,500	17,500
第100回 //	25,000	6,000	1,500	7,500	17,500
11年度小計	50,000	12,000	3,000	15,000	35,000
第101回 縁故債	23,700	-	-	-	23,700
12年度小計	23,700	-	-	-	23,700
第102回 縁故債	26,100	-	-	-	26,100
13年度小計	26,100	-	-	-	26,100
第103回 縁故債	20,800	-	-	-	20,800
14年度小計	20,800	-	-	-	20,800
第104回 縁故債	24,000	-	-	-	24,000
15年度小計	24,000	-	-	-	24,000
第105回 公募債	10,000	-	-	-	10,000
第106回 縁故債	24,000	-	-	-	24,000
16年度小計	34,000	-	-	-	34,000
第107回 公募債	25,000	-	-	-	25,000
第108回 縁故債	17,811	-	-	-	17,811
17年度小計	42,811	-	-	-	42,811
第109回 公募債	15,000	-	-	-	15,000
第110回 //	15,000	-	-	-	15,000
第111回 縁故債	19,000	-	-	-	19,000
18年度小計	49,000	-	-	-	49,000
第112回 公募債	20,000	-	-	-	20,000
第113回 //	10,000	-	-	-	10,000
第114回 縁故債	16,500	-	-	-	16,500
19年度小計	46,500	-	-	-	46,500
合計	420,611	46,092	38,048	84,140	336,471

ハ. 引当金及び特別法上の引当金等の明細

(単位：百万円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給与引当金	1,741	60	293	1,508
道路事業損失補てん引当金	32,313	2,391	-	34,704
(福岡高速)	19,172	1,620	-	20,792
(北九州高速)	13,141	771	-	13,912
E T Cマイルージ引当金	75	71	-	145
償還準備金	85,927	26,292	-	112,219
(福岡高速)	97,755	19,383	-	117,137
(北九州高速)	△11,828	6,910	-	△4,918

ニ. 資産の明細

①現金・預金 (単位：百万円)

内 訳	期末残高
現 金	219
預 金	1,337
計	1,556

②未収収益 (単位：百万円)

内 訳	期末残高
受取利息	0
計	0

③未収金 (単位：百万円)

内 訳	期末残高
高速道路料金収入	2,752
その他	6,059
計	8,811

④事業資産 (単位：百万円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
福岡高速道路	768,673	2,031	-	770,704	営業中路線 総延長48.7km
北九州高速道路	357,789	6,973	-	364,762	営業中路線 総延長49.5km
計	1,126,462	9,004	-	1,135,466	

⑤事業資産建設仮勘定 (単位：百万円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
福岡高速道路建設仮勘定	43,667	13,779	114	57,332	福岡高速5号線
北九州高速道路建設仮勘定	-	-	-	-	
計	43,667	13,779	114	57,332	

⑥その他の主な資産 (単位：百万円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
繰延資産	1,068	291	248	1,111	債券発行差金、 証書借入金諸費、調査費

ホ. 負債の明細

①短期借入金 (単位：百万円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
福岡銀行	-	-	-	-
計	-	-	-	-

②未払金 (単位：百万円)

内 訳	期末残高	内 容
建設・改築事業費	8,385	243件
維持改良費	878	115件
業務管理費	512	156件
その他	536	68件
計	10,311	

③未払費用 (単位：百万円)

内 訳	期末残高	内 容
未払利息	611	債券の未払経過利息
	315	長期借入金の未払経過利息
計	927	

④その他の主な負債 (単位：百万円)

内 訳	期末残高	内 容
資産見返交付金	6,889	設立団体等補助金
計	6,889	

3. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

科 目	期首取得 価格残高	当期取得価格		期末取得 価格残高	前期までの 償却済額	当期減価償却費		当期末減価 償却済額	差引資産 期末残高
		増加額	減少額			増加額	減少額		
(有形固定資産)									
建物	3,722	-	-	3,722	1,334	91	-	1,424	2,298
構築物	166	1	-	167	83	9	-	93	74
機械・装置	65	5	-	70	40	7	-	47	23
車両・運搬具	154	21	13	162	112	13	12	112	49
工具・器具・備品	94	28	1	121	74	6	1	79	43
土地	42	-	-	42	-	-	-	-	42
(有形固定資産)	4,243	56	15	4,284	1,644	126	14	1,755	2,528
(無形固定資産)									
電話加入権	6	-	-	6	-	-	-	-	6
ソフトウェア	36	75	-	111	3	14	-	17	94
(無形固定資産)	42	75	-	117	3	14	-	17	100
計	4,285	131	15	4,401	1,647	140	14	1,773	2,628

4. 子会社及び関連会社の株式の明細
該当なし

5. 出資先団体に対する出資金の明細
該当なし

6. 関係会社に対する債権及び債務の明細
該当なし

7. 国庫補助金等の明細
該当なし

8. 主な費用及び収益の明細

イ. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

内 訳	
役 員	62
職 員	1,864
法定福利費	230
計	2,156

ロ. 関連公益法人の基本財産に対する出えん、寄付等の明細 該当なし

ハ. その他の費用及び収益の明細

①その他の主な費用

事業資産管理費明細

(単位：百万円)

内 訳	維持修繕費	業務委託費	その他	合 計
(福岡高速) 道路管理費	1,777	3,757	41	5,575
駐車場管理費	4	62	-	66
小 計	1,781	3,819	41	5,640
(北九州高速) 道路管理費	1,565	2,174	18	3,757
駐車場管理費	13	23	-	35
小 計	1,577	2,197	18	3,792
合 計	3,358	6,016	58	9,432

一般管理費

(単位：百万円)

内 訳	一般管理費		退職給与 引当金繰入	減価償却費	合 計
	人件費	物件費			
一般管理費	825	148	27	115	1,115

②その他の主な収益

内 訳	現金	回数券	E T C等	合 計
(福岡高速) 道路料金収入	13,301	-	21,058	34,360
駐車場料金収入	128	-	-	128
小 計	13,429	-	21,058	34,488
(北九州高速) 道路料金収入	7,824	6,412	1,952	16,188
駐車場料金収入	79	-	-	79
小 計	7,903	6,412	1,952	16,267
合 計	21,332	6,412	23,010	50,755

参 考 資 料

- 地方道路公社法
- 福岡北九州高速道路公社会計規程

地方道路公社法

(昭和四十五年五月二十日法律第八十二号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

(最終改正までの未施行法令)
平成十八年六月二日法律第五十号 (未施行)

第一章	総則（第一条―第七条）
第二章	設立（第八条―第十条）
第三章	役員及び職員（第十一条―第二十条）
第四章	業務（第二十一条・第二十二条）
第五章	財務及び会計（第二十三条―第三十三条）
第六章	解散及び清算（第三十四条―第三十七条）
第七章	監督（第三十八条・第三十九条）
第八章	雑則（第四十条―第四十二条）
第九章	罰則（第四十三条―第四十五条）
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 地方道路公社は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 地方道路公社は、法人とする。

(名称)

第三条 地方道路公社は、その名称中に道路公社という文字を用いなければならない。

2 地方道路公社でない者は、その名称中に道路公社という文字を用いてはならない。

(出資)

第四条 地方公共団体でなければ、地方道路公社（以下「道路公社」という。）に出資することができない。

2 設立団体（道路公社を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、道路公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

3 道路公社に出資しようとする地方公共団体は、総務大臣に協議しなければならない。

(定款)

第五条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体たる地方公共団体

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期その他役員に関する事項

六 業務の範囲

七 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条の一般国道、都道府県道及び市町村道という。以下同じ。）の整備に関する基本計画

八 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

九 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の

十九第一項の市（以下「指定市」という。）以外の第八条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 3 設立団体たる地方公共団体の変更又は道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更についての前項の認可の申請は、設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体を含む。以下この項、次項及び第六項において同じ。）が道路公社と協議して定めるところに基づき、道路公社と設立団体が共同して行なうものとする。
- 4 道路公社及び設立団体は、道路の整備に関する基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更に係る道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。
- 5 道路公社は、第二項の認可の申請をしようとするときは、第三項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。
- 6 設立団体は、第三項の規定により第二項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（登記）

第六条 道路公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、道路公社について準用する。

第二章 設立

（設立）

第八条 道路公社は、都道府県又は政令で指定する人口五十万以上の市でなければ、設立することができない。

第九条 道路公社を設立するには、議会の議決を経、かつ、定款及び業務方法書を作成して、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。

- 2 設立団体は、前項の規定により定款を作成しようとするときは、あらかじめ、当該定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画について、当該基本計画に係る道路の道路管理者の同意を得なければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

（成立）

第十条 道路公社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 役員及び職員

（役員）

第十一条 道路公社に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、道路公社は、定款で副理事長を置かないことができる。

（役員の職務及び権限）

第十二条 理事長は、道路公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、道路公社を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、理事長、国土交通大臣、都道府県知事又は市長に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十三条 理事長及び監事は、設立団体の長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十四条 役員の任期は、四年をこえることができない。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて道路公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号の事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十六条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（代表権の制限）

第十七条 道路公社と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が道路公社を代表する。

（代理人の選任）

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は道路公社の職員のうちから、道路公社の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十九条 道路公社の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

（業務）

第二十一条 道路公社は、第一条の目的を達成するため、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下「災害復旧」という。）その他の管理及びこれに附帯する業務を行なう。

2 道路公社は、第一条の目的を達成するため、前項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行うことができる。

一 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、

西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前項の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第三条の高速自動車国道を含む。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行うこと。

- 二 前項に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
 - 三 前項の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 五 前項の業務及び前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路（道路法第三条の高速自動車国道を含む。）に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 3 道路公社は、前二項の業務のほか、設立団体の長の認可を受けて次の業務を行うことができる。
- 一 第一項の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
 - 二 委託に基づき、第一項の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
 - 三 第一項に規定する地域において、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。
 - 四 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 4 道路公社は、第二項第三号並びに前項第一号及び第四号の業務を行なう場合においては、国土交通省令で定める基準に従つてしなければならない。

（業務方法書）

第二十二条 道路公社の業務方法書に記載しなければならない事項は、国土交通省令で定める。

- 2 道路公社は、業務方法書を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。
- 3 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

第五章 財務及び会計

（事業年度）

第二十三条 道路公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、設立後最初の事業年度は、設立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

（予算等の承認）

第二十四条 道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、設立団体の長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十五条 道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表及び決算報告書）

第二十六条 道路公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に設立団体の長に提出しなければならない。

- 2 道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十七条 道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した

損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

- 2 道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（債券）

第二十七条の二 道路公社は、債券を発行することができる。

（債務保証）

第二十八条 設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができる。

（他の道路の新設又は改築に要する費用の負担）

第二十九条 道路公社は、第二十一条第一項の道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路（同項の道路が一の道路の一部であるときは、当該一の道路の他の部分を含む。）の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

（補助金）

第三十条 国は、予算の範囲内において、道路公社に対して、政令で定めるところにより、第二十一条第一項の道路の災害復旧について、当該道路の建設費等の償還の状況等を勘案して、これに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 地方公共団体は、予算の範囲内において、道路公社に対して、第二十一条第一項の道路の災害復旧に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他国土交通省令で定める方法

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十二条 道路公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。

（国土交通省令への委任）

第三十三条 この法律に規定するもののほか、道路公社の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六章 解散及び清算

（解散）

第三十四条 道路公社は、第二十一条第一項の業務の完了により解散する。

- 2 道路公社は、前項の規定により解散する場合において、借入金があるときは、解散について当該借入金に係る債権者の同意を得なければならない。
- 3 道路公社は、第一項の規定により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。この場合において、道路公社は、その認可により解散する。
- 4 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。
- 5 設立団体は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
- 6 都道府県知事は、第二十一条第三項第三号の業務を行つている道路公社の解散について第三項の認可をしようとするときは、解散に伴う当該業務に関する措置について、あらかじめ、国土交通大臣と協議しなければならない。

（清算人）

第三十五条 道路公社が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十二条第一項、第二項又は第三項の規定を準用する。

(清算事務)

第三十六条 清算人は、道路公社の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを道路公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法 及び非訟事件手続法 の準用等)

第三十七条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項 及び第三十六条 から第四十条 までの規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条 中「前条」とあるのは、「地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 道路公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七章 監督

(報告及び検査)

第三十八条 国土交通大臣又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、道路公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第三十九条 国土交通大臣又は設立団体の長は、道路公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路公社に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第八章 雑則

(都道府県知事等の經由)

第四十条 道路公社がこの法律又はこの法律に基づく命令で定めるところにより国土交通大臣に提出する申請書その他の書類は、市が設立した道路公社にあつては市長を、その他の道路公社にあつては都道府県知事を経由しなければならない。

2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

(設立団体が二以上である道路公社の特例)

第四十一条 二以上の都道府県又は二以上の都道府県及びそれらの区域内の第八条の市が共同して設立した道路公社にあつては、第二十一条第三項中「設立団体の長」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、設立団体が二以上である道路公社に対するこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(権限の委任)

第四十一条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、

その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(他の法令の準用)

第四十二条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第九章 罰則

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした道路公社の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 道路公社の役員、清算人又は職員がその道路公社の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その道路公社に対して同項の刑を科する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六条の規定に違反して、財務諸表又は決算報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第二十七条、第三十一条又は第三十六条の規定に違反したとき。

六 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

第四十五条 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公益法人の道路公社への組織変更)

第二条 民法第三十四条の規定により設立され、都道府県又は第八条の市が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している法人で、第二十一条第三項第三号に該当する義務を行なうことを目的とするもの（以下「公益法人」という。）は、この法律の施行後二年内に限り、その組織を変更して道路公社となることができる。ただし、当該公益法人が社団法人であるときは、総社員の同意がある場合に限る。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して道路公社となるには、設立団体となるべき地方公共団体の議会の議決を経、その公益法人の定款又は寄附行為で定めるところにより、組織変更のために必要な定款又は寄附行為の変更をし、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び自治大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定による組織変更は、政令で定めるところにより、道路公社の主たる事務所の所在地において登記することによつて効力を生ずる。

5 第一項の規定により公益法人が道路公社に組織変更した際現に当該公益法人が行なっている第二十一条第三項第三号に該当する業務については、第二項の認可をもつて第二十一条第三項の認可とみなす。

6 公益法人が第一項の規定により事業年度の中途において道路公社に組織変更した場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）中法人の事業税に関する規定の適用については、当該事業年度開始の日から組織変更の日までの期

間及び組織変更の日の翌日から当該事業年度の末日までの期日をそれぞれ一事業年度とみなす。

7 公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該組織変更に伴い、当該公益法人を債務者とする担保権についてする債務者の表示の変更の登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

8 第二十一条第三項第三号に該当しない業務を行なうことをも目的とする公益法人が第一項の規定により道路公社に組織変更した場合において、当該業務に係る不動産に関する権利で政令で定めるものについて、地方公共団体が設立した法人で第二十一条第三項第三号に該当しない業務を行なうものが受ける権利の移転の登記及び政令で定める債務を地方公共団体又は当該法人が引き受けたことによる担保権の変更の登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

附 則 （平成元年六月二八日法律第五六号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成元年一二月一九日法律第八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成元年一二月一九日法律第八三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（地方道路公社法の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十二条 施行日前に第四百四十条の規定による改正前の地方道路公社法（以下この条において「旧公社法」という。）第四条第三項の規定による承認を受けた出資は、第四百四十条の規定による改正後の地方道路公社法（以下この条において「新公社法」という。）第四条第三項の規定による協議を行った出資とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧公社法第四条第三項の規定によりされている承認の申請は、新公社法第四条第三項の規定によりされた協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則

第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年六月一二日法律第六五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において新社債等振替法、金融商品取引法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託、金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一五年五月三〇日法律第五四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一六年六月九日法律第一〇一号）

この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百十七条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

○福岡北九州高速道路公社会計規程

昭和47年3月31日
福北公社規程第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、福岡北九州高速道路公社(以下「公社」という。)の財務及び会計に関する基準を確立して、事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図り、もって公社の事業の健全な発達に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公社の財務及び会計に関しては、地方道路公社法(昭和45年法律第82号。以下「法」という。)、地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号)、地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)、公社定款及びその他法令又はこれらの法令に基づく主務大臣の指令に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 公社は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、次の各号に定める原則に基づき経理するものとする。

- (1) 財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供すること。
- (2) すべての会計取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な記帳整理を行うこと。
- (3) 会計取引のうち、資本取引と損益取引とを明瞭に区別して整理すること。
- (4) 財務諸表によって必要な会計事実を明瞭に表示し、公社の状況に関する判断を誤まらせないようにすること。
- (5) 会計処理の原則及び手続きを毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。
- (6) 財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態に備えて健全な会計処理をすること。

(事業年度所属区分)

第4条 公社の会計においては、収益及び費用の発生並びに資産、負債及び資本の増減異動の所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定することが困難であるときは、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする。

(勘定科目)

第5条 公社の会計は、貸借対照表勘定、損益勘定及び中間勘定に区分して経理する。

- 2 貸借対照表勘定は、資産、負債及び資本に区分し、資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に、資本は、基本金及び剰余金又は欠損金に区分する。
- 3 損益勘定は、収益及び費用に区分し、これらをその性質に応じて細分する。
- 4 中間勘定は、振替勘定及び受託勘定とする。

(財務諸表)

第6条 法第26条第1項に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより作成するものとする。

- (1) 財産目録(様式第1号)は、公社の財産状態を明らかにするため、当該事業年度末に保有するすべての資産及び負債の明細を記載すること。
- (2) 貸借対照表(様式第2号)は、公社の財政状態を明らかにするため、当該事業年度末に保有するすべての資産、負債及び資本を記載すること。
- (3) 損益計算書(様式第3号)は、公社の経営成績を明らかにするため、当該事業年度に発生したすべての収益とすべての費用を記載して、当該事業年度の利益又は損失を表示すること。

(会計機関)

第7条 公社の財務及び会計に関する事務の適正な運営を図るため、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとし、その担当する事務は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 出納職

- ア 現金、預金(貯金を含む。以下同じ。)及び有価証券の出納保管に関すること。
- イ 公社の支出の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)の確認に関すること。

- (2) 分任出納職、支出負担行為の確認に関すること。
 - (3) 財産保全職、財産の維持及び保全に関すること。
 - (4) 物品保管職、物品(現金及び有価証券以外の一切の動産をいう。以下同じ。)の出納保管に関すること。
- 2 理事長は、会計機関に事故あるとき、欠けたとき又は長期旅行等のためその職務を行うことができない場合、職員に前項の会計機関の事務を代理させるものとする。
 - 3 理事長は、必要があるときは、職員を第1項の会計機関の補助者として当該会計機関の事務の一部を処理させるものとする。
 - 4 前3項の事務を担当する者については別に定める。

(帳簿)

第8条 公社の会計においては、主要帳簿、補助帳簿及び予算簿を備え、これらに資産、負債及び資本の増減異動その他所要事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。

(伝票)

第9条 すべての会計取引は、発生の都度伝票により処理し、主要帳簿及び補助簿は、伝票に基づいて記帳しなければならない。

第2章 予算及び資金収支計画

(予算執行計画)

第10条 理事長は、法第24条の規定により、福岡県知事、福岡市長及び北九州市長(以下「知事等」という。)の承認を受けた予算に基づき、予算執行計画を定めるものとする。

(予算の執行)

- 第11条 理事長は、予算の執行にあたっては、法令又はこの規程及び予算の内容に適合することを確認し、かつ、効率的に執行しなければならない。
- 2 前項の執行の手続きについては、別に定める。

(予算の変更)

第12条 予算は、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、理事長は、予算の執行上適当かつ必要があると認めるときは、予算を相互に流用し又は予備費を使用することができる。

(予算の繰越し)

第13条 理事長は、予算を翌事業年度に繰越して使用する必要があると認めるときは、当該事業年度末までに繰越して使用する経費の金額を定めるものとする。

(資金収支計画)

第14条 理事長は、法第24条の規定により知事等の承認を受けた資金計画に基づき、資金収支計画を作成する。

第3章 収入及び支出

第1節 通則

(取引銀行)

第15条 公社の預金口座を設ける銀行(以下「取引銀行」という。)は、理事長が指定する。

(現金の管理)

- 第16条 収入金は、取引銀行のうちから理事長が指定する銀行に預金するものとする。
- 2 出納職は、業務上必要な手許現金を除き、その保管する現金をすべて取引銀行に預金しなければならない。ただし、必要があるときは郵便貯金とすることができる。

(余裕金の運用)

- 第17条 理事長は、公社の余裕金の運用にあたっては、事業の執行に支障のない範囲内で効率的に行うものとする。
- 2 前項の規定による余裕金の運用は、下記の方法により行うものとする。

- (1) 国債、地方債、その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

(出納保管)

第18条 出納職は、善良な管理者の注意をもってその取扱に係る現金、預金及び有価証券を出納保管しなければならない。

第2節 収入

(収入)

第19条 理事長は、公社の収入の調査決定(以下「収入調定」という。)をしたときは、出納職に収納させるものとする。

(支払の請求)

第20条 理事長は、収入調定した場合において、債務者に支払の請求をする必要があるときは、速やかに納入金額を明らかにし、かつ、納入期限及び納入場所を指定してその支払の請求をしなければならない。

(収納)

第21条 出納職は、現金の授受にかえ、小切手(理事長が指定するものに限り)、普通為替証書で公社を受取人として指定したもの若しくは受取人を指定しないものをもって、又は口座振替の方法により収入金を収納することができる。

2 出納職は、収入金を収納したときは領収証書を納入者に交付する。この場合において、当該収納が現金の授受にかえ、前項に規定する有価証券をもって行われたときは、領収証書にその旨を附記しなければならない。

(督促)

第22条 理事長は、納入期限までに払込みをしない債務者に対して、その払込みを督促し収入の確保を図らなければならない。

(料金収入の特例)

第23条 自動車専用道路(以下「道路」という。)又は路外駐車場(以下「駐車場」という。)に係る料金収入については、第19条から前条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

(有価証券等の受入れ)

第24条 有価証券及び公社の収入とならない現金の受入れについては、第20条から前条の規定を準用する。

第3節 支出

(支出)

第25条 理事長は、公社の支出の調査決定(以下「支出決定」という。)をしたときは、出納職に支払をさせるものとする。

第26条 削除

(小払資金)

第27条 理事長は、特定経費の支払に充てるため、小払資金として関係役職員に現金を交付して支払をさせることができる。

(支払の方法)

第28条 出納職が行う支払の方法は、口座振替の方法により支払うものとする。ただし、法令の規定による場合若しくは公社が必要と認めた場合は、現金又は小切手により支払うことができる。

2 出納職が支払を行うときは、現金又は小切手と引換えに相手方から領収書を提出させなければならない。ただし、口座振替の方法によった場合、取引銀行の発行する振込金領収書をもってこれにかえるものとする。

(有価証券の払出し等)

第29条 有価証券の払出し及び公社の支出とならない現金の支払いについては、第25条及び第28条第2項本文の規定を準用する。

(前金払及び概算払)

第30条 業務の運営上必要があるときは、次の第1号から第10号までに掲げる経費については前金払、第8号から第11号までに掲げる経費については概算払をすることができる。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社により同条第2項に規定する前払金の保証がされた同条第1項の公共工事の代価
 - (2) 外国から購入する物品の代価
 - (3) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
 - (4) 土地又は建物の買収代金及び借料
 - (5) 公社の用に供する土地の上に存する物件の移転料
 - (6) 運賃
 - (7) 保険料
 - (8) 委託費
 - (9) 負担金
 - (10) 官公署に対し支払う経費
 - (11) 旅費
- 2 前項に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるときは、理事長の承認を受けて前金払又は概算払をすることができる。
- 3 前2項の規定による前金払又は概算払は、契約の履行に関し、相手方の信用が確実であるとき又は確実な保証があるときに限り行うものとする。

(部分払)

第31条 契約により、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは別に定める検査調書に基づいて工事又は製造については、その既済部分に対する代価の90パーセント、物件の買入れについては、その既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

第4章 資産

第1節 通則

(流動資産)

第32条 流動資産は、現金・預金、有価証券、原材料・貯蔵品、仮払金、前払費用、未収収益、未収金、政府助成金調整勘定及びその他の流動資産とする。

第33条及び第34条 削除

(固定資産)

第35条 固定資産は、事業資産、事業資産建設仮勘定、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

- 2 事業資産は、福岡高速道路、北九州高速道路、福岡駐車場、北九州駐車場、福岡付帯事業施設及び北九州付帯事業施設とする。
- 3 事業資産建設仮勘定は、道路建設仮勘定、駐車場建設仮勘定及び附帯事業施設建設仮勘定とする。
- 4 有形固定資産は、建物、構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品、土地、建設仮勘定及びその他の有形固定資産とする。
- 5 無形固定資産は、電話加入権、ソフトウェア及びその他の無形固定資産とする。
- 6 投資その他の資産は、指定都市高速道路関連道路債権、代行用地取得債権、敷金・保証金及びその他の資産とする。

(繰延資産)

第36条 繰延資産は、債券発行差金、証書借入金諸費、調査費及び財産臨時損失とする。

(資産の記帳価額)

第37条 資産の記帳価額は、原則として当該資産の取得価額による。

(貸倒償却)

第38条 公社の債権について、次の各号の一に該当する事由のある場合においては、理事長の承認を受けて当該債権の属する資産の価額を削除し、これを費用として整理することができる。

- (1) 債務履行期限後5年(当該債権の消滅時効が5年より短いときはその年数)を経過し、かつ、債務者又は債務者の住所及び居所が不明であって差押えることのできる財産がないとき。
- (2) 強制執行その他の債権の取立てに要する費用が、当該債権の額より多額であると認められるとき。
- (3) 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。

第2節 流動資産

(原材料等の取得価額)

第39条 原材料・貯蔵品(以下「原材料等」という。)の取得価額は、実際の購入価額又は生産に要した費用の額による。

- 2 発生品又は取得品を原材料等に編入する場合において、前項の規定によることが困難又は不適當であるときは、その原材料等の記帳価額は、適正な評価額による。

(原材料等の価額の減額等)

第40条 原材料等が変質し、破損し、減損し、又は滅失したときは、その割合に応じて、その価額を減額又は削除する。

- 2 前項の規定により減額又は削除したときは、その額をそれぞれ費用に計上する。

(原材料等の払出し等)

第41条 原材料等を事業の用に供するため払い出すとき又は前条第2項の規定によりその価額を減額又は削除するときは、先入先出法により整理する。

(原材料等の棚卸し)

第42条 原材料等については、毎事業年度末及び随時に実地棚卸しを行い、現品と帳簿在高とを照合して、その資産計上額の正確を保持するものとする。

第3節 固定資産

第1款 事業資産

(事業資産の取得価額)

第43条 事業資産の取得価額は、その取得又は建設のために要した直接費及び間接費の合計額とする。

(償還準備金)

第44条 道路の償還に充てるため、別に定めるところにより、毎事業年度末において計算して得た額の累計額を、償還準備金として負債勘定に計上する。

- 2 前項の償還準備金への繰入れは、道路の記帳価額(当該道路について次条第1項に規定する資産見返補助金又は資産見返交付金を受け入れているときは、記帳価額から当該資産見返補助金又は当該資産見返交付金を控除した額)に達するまで行う。

(資産見返補助金及び資産見返交付金)

第44条の2 資産見返補助金又は資産見返交付金は、法第30条の規定による国又は地方公共団体の補助金及び法第30条以外の地方公共団体からの交付金の受入額とし、それぞれ負債勘定に計上する。

- 2 前項の受入額によって建設した事業資産の記帳価額を削除したときは、当該事業資産に係る当該受入額に相当する額を資産見返補助金又は資産見返交付金から控除する。

(道路事業損失補てん引当金)

第45条 道路事業に係る損失を補てんするため、当該道路の1事業年度における料金領収総額の5パーセントに相当する額を、事業年度末において道路事業損失補てん引当金としてその累計額を負債勘定に計上する。

(道路価額の削除)

第46条 道路に係る料金の徴収期間が満了したときは、道路の記帳価額を削除する。

- 2 前項の規定により道路の記帳価額を削除したときは、当該道路に対する償還準備金、資産見返補助金又は資産見返交付金に相当する額をそれぞれ償還準備金、資産見返補助金又は資産見返交付金から控除し、なお残額のあるときは、道路事業損失補てん引当金からその残額を控除する。

(道路以外の事業資産の減価償却)

第47条 道路以外の事業資産は、毎事業年度末において、減価償却を行う。

- 2 前項の減価償却は、別に定める耐用年数を用い、定額法により行う。
- 3 平成19年3月31日以前に取得した道路以外の事業資産の減価償却は、残存価格を記帳価額の10パーセントに相当する額として前項の方法により行う。その累計額が記帳価額の95パーセントに達するまで行い、達した翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却する。
- 4 平成19年4月1日以後に取得する道路以外の事業資産減価償却については、耐用年数経過時点に1円まで償却する。
- 5 減価償却の計算は、道路以外の事業資産を取得した月の翌月から起算する。
- 6 減価償却の額は、道路以外の事業資産の価額から直接控除する。

(道路以外の事業資産の価額の削除)

第48条 道路以外の事業資産が滅失し、又はこれを譲渡し、交換し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除する。

- 2 前項の規定により事業資産の価額を削除したときは、その削除した価額を費用として計上する。
- 3 前項の場合において、その資産を譲渡し、交換し、撤去し、又は廃棄することにより対価を得るときは、その対価相当額と費用に計上すべき額との差額を費用又は収益として計上する。

第2款 事業資産建設仮勘定

(事業資産建設仮勘定)

第49条 事業資産建設仮勘定は、道路、駐車場及び附帯事業施設の建設のための工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費並びにこれらの建設に関連するその他のものを計上し、建設が完了して供用が開始されたときにおいて、原価計算を行い、各資産の科目に振り替える。

第3款 有形固定資産

(有形固定資産の減価償却)

第50条 有形固定資産のうち減価償却対象資産は、毎事業年度末において、減価償却を行う。

- 2 前項の減価償却の方法については、第47条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 3 減価償却の額は、有形固定資産の価額から直接控除する。

(有形固定資産の価額の削除)

第51条 有形固定資産の価額の削除については、第48条第1項から第3項までの規定を準用する。

第4款 無形固定資産

(無形固定資産の減価償却)

第51条の2 無形固定資産のうち減価償却対象資産は、毎事業年度末において、減価償却を行う。

- 2 前項の減価償却は、残存価額を零として別に定める耐用年数を用い、定額法により行う。
- 3 減価償却の額の計算は、無形固定資産を取得した月の翌月から起算する。
- 4 減価償却の額は、無形固定資産の価額から直接控除する。

(無形固定資産の価額の削除)

第51条の3 無形固定資産の価額の削除については、第48条第1項から第3項までの規定を準用する。

第4節 繰延資産

第52条 削除

(債券発行差金)

第53条 債券発行差金は、福岡北九州高速道路債券の発行割引料及び発行費用を計上し、当該福岡北九州高速道路債券の発行から償還に至るまでの期間にわたって、毎事業年度末において均等償却を行う。ただし、福岡北九州高速道路債券の買入消却を行ったときは、買入れた福岡北九州高速道路債券に係る債券発行差金の消却を当該事業年度末において、行わなければならない。

(証書借入金諸費)

第53条の2 証書借入金諸費は、証書借入金(シンジケート・ローン)の借入費用(アレンジメント・フィー)を計上し、当該証書借入金の借入から返済に到るまでの期間にわたって、毎事業年度末において均等償却を行う。ただし、証書借入金の期限前返済を行ったときは、返済した証書借入金に係る証書借入金諸費の償却を当該事業年度末において、行わなければならない。

(調査費)

第54条 特定の道路、駐車場及び附帯事業施設の建設に係る調査費は、これらの施設の建設が確定する前の調査(測量、設計、試験及び研究を含む。)に要した費用を計上し、その建設が確定したときはこれを当該事業資産建設仮勘定に、その建設計画が中止されたときはこれを速やかに費用に振替整理する。

2 前項に規定する調査費以外の調査費は、その支出の翌事業年度から5年にわたって、毎事業年度末において均等償却を行う。

(臨時巨額の損失)

第55条 財産臨時損失は、災害等により生じた臨時巨額の資本的損失を計上し、その全額を当該事業年度以降に繰延整理することができる。

2 前項の規定により繰延整理した財産臨時損失は、災害等の程度を勘案し、別に定める期間以内に、毎事業年度末において、均等償却を行う。

第5章 負債及び資本

(流動負債)

第56条 流動負債は、短期借入金、未払金、未払費用、預り金、前受収益、仮受金及びその他の流動負債とする。

(固定負債)

第57条 固定負債は、福岡北九州高速道路債券、特別転貸借借入金、公営企業金融公庫借入金、政府借入金、長期借入金、退職給与引当金、資産見返補助金、資産見返交付金及びその他の固定負債とする。

第58条 削除

(特別法上の引当金等)

第59条 特別法上の引当金等は、道路事業損失補てん引当金及び償還準備金とする。

第60条 削除

(基本金)

第61条 基本金は、法第4条の規定により、地方公共団体が出資した額の合計額とする。

(剰余金又は欠損金)

第62条 剰余金は、法第27条第1項の規定による準備金とし、欠損金は、同条第2項の規定による繰越欠損金とする。

第6章 損益勘定及び中間勘定

(収益)

第63条 収益は、経常収益及び特別利益とする。

2 経常収益は、業務収入(道路料金収入、駐車場料金収入、附帯事業施設収入、道路業務雑収入、ETCマイレージ引当金戻入、駐車場業務雑収入、原因者負担金受入金)、受託業務収入、交付金事業

収入、負担金事業受入金、政府助成金収入及び業務外収益(受取利息、雑益、設立団体負担金受入金及び出向職員負担金)とする。

3 特別利益は、前期損益修正益及び固定資産売却益とする。

4 前項に規定する特別利益は、期中においては第2項に規定する雑益として計上し、期末においてその額が収益の合計額の100分の1を超える場合に、特別利益として計上する。

(費用)

第64条 費用は、経常費用及び特別損失とする。

2 経常費用は、事業資産管理費(道路管理費、駐車場管理費及び附帯事業施設管理費)、一般管理費(一般管理費、退職給与引当金繰入及び減価償却費)、引当金繰入(道路事業損失補てん引当金繰入及び償還準備金繰入)、受託業務費、交付金事業費、負担金事業費及び業務外費用(債券利息、証書借入金利息、借入金利息、借入金等関係諸費、債券発行差金償却、調査費償却及び雑損)とする。

3 特別損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、固定資産除却損、財産臨時損失償却、災害による損失及び債券買入償却損とする。

4 前項に規定する特別損失は、期中においては、第2項に規定する雑損として計上し、期末においてその額が費用合計額の100分の1を超える場合に、特別損失として計上する。

(一般管理費等の配賦)

第65条 一般管理費、業務外費用及び業務外収益については、事業年度末において、別に定めるところにより、損益勘定及び建設原価に配賦する。

(中間勘定)

第65条の2 振替勘定は資金の内部移替等に係る振替取引を、受託勘定は福岡県道路公社等の事務を代行する際の債権債務を整理する。

第7章 原価計算

(原価計算)

第66条 料金の決定、経営管理その他の業務運営の基礎資料とするため、原価計算を行うものとする。

(原価計算の方法)

第67条 原価計算は、道路、駐車場、附帯事業施設その他特に必要と認められるものについて、原価要素を分類集計して行う。

2 原価要素は、原則として工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費、その他の費用並びに一般管理費、業務外費用及び業務外収益の配賦額とする。

3 原価計算と会計の諸勘定とは、有機的に関連するものでなければならない。

第8章 物品及び不動産の管理

(管理の原則)

第68条 物品及び不動産は、その所有の目的に応じて効率的に運用しなければならない。

2 物品及び不動産は、この規程又は他の規程に特別の定めがある場合を除き、これらを交換し、又は適正な対価なくしてこれらを譲渡し、若しくは貸し付け、又は使用させてはならない。

(物品及び不動産の交換等)

第69条 物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを交換することができる。

(1) 公社の所有に属する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。以下本号において同じ。))に係る経費の節減を図るため、支出予算に定めるところにより当該自動車を公社以外の者が所有する自動車と交換するとき。

(2) 事業の用に供するため必要がある場合において、公社が所有する土地又は建物若しくは土地の定着物(以下「土地建物」という。)を公社以外の者が所有する土地又は建物若しくは土地の定着物と交換するとき。

2 物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で譲渡することができる。

(1) 公社の事業の普及又は宣伝を目的として、印刷物、写真その他これに準ずる物品を配布するとき。

(2) 公社の事業に係る道路等に関する工事、製造、調査、測量、試験又は研究(以下本条において「工

事等」という。)に必要な印刷物、写真、その他これらに準ずる物品又は見本用若しくは標本用物品を譲渡するとき。

(3) 予算に定める交際費又は報償費をもって購入した物品を贈与するとき。

(4) 寄附を受けた物品又は不動産の用途を廃止した場合において、その全部又は一部を寄附者又はその一般承継人に譲渡するとき。

(5) 道路の建設に関し取得した公共施設又はその敷地のうち、公社が管理することが著しく不適当であって、かつ公社の事業に直接関係のないものの全部又は一部を公共の用に供することを条件として、国又は地方公共団体その他これらに準ずる者に譲渡するとき。

3 物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で貸し付け、又は使用させることができる。

(1) 公社の事業の普及又は宣伝を目的として、印刷物、写真、映写用器材、その他これに準ずる物品を貸し付けるとき。

(2) 公社の委託により、工事等又は払込料金の受領を行う者に対し、当該工事等又は当該払込料金の受領に必要な物品又は不動産を貸し付け、又は使用させるとき。

(3) 福岡北九州高速道路公社厚生会に対し、執務に必要な机、椅子その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。

(4) 公共施設の用に供する物品又は不動産を、国又は地方公共団体その他これに準ずる者が、当該施設の目的に従って管理しようとする場合において、その全部又は一部をこれらの者に貸し付け、又は使用させるとき。

第70条 前条第1項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(物品の保管)

第70条の2 物品保管職は、善良な管理者の注意をもって、物品を良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。

2 物品保管職は、理事長の命を受け、物品の出納を行うものとする。

(財産の保全)

第70条の3 財産保全職は、善良な管理者の注意をもって、財産を常に良好な状態に保つように維持し、保存しなければならない。

2 財産保全職は、理事長の命を受け、財産の引受け、又は引渡しを行うものとする。

(管理の手続等)

第71条 物品及び不動産の取得及び処分並びに保管又は維持及び保存に関する手続その他の事項については、この規程によるほか、別に定める。

第9章 契約

(契約の方法)

第72条 契約を行うときは、すべて競争に付さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。

(1) 競争に付することが不利と認められるとき。

(2) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(3) 災害応急復旧を行う場合その他緊急を要する場合において、競争に付するいとまがないとき。

(4) 前各号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき。

2 前項ただし書の規定により随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

(予定価格)

第73条 理事長は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りでない。

(入札保証金)

第74条 理事長は、競争入札を行うときは、競争に加わろうとする者に入札金額の5パーセント以上の

入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、これを免除することができる。

- (1) 別に定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなる恐れがないと認められるとき。
 - (2) 指名競争入札に付するとき。
- 2 前項の入札保証金の納付については、別に定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(競争契約の締結)

第75条 競争による契約は、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高の価格又は最低の価格により入札した者と締結する。ただし、公社の支払の原因となる契約のうち別に定めるものについて、次の各号の一に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定めるところにより契約を締結することができるものとする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として契約を締結することができる。
 - (2) 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価額をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者として契約を締結することができる。
- 2 競争による契約が、その性質又は目的から前項の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として締結することができる。

(契約書)

第76条 理事長は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の保証)

第77条 理事長は、契約を締結する場合においては、契約金額の10パーセント以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約保証金を納めさせることが困難な場合は金銭保証人を立てさせることにより契約保証金の保証に代えることができる。

- 2 前項の契約保証金の納付については、第74条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の契約保証金は、次の各号に掲げる場合においては、免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 軽易な工事に係る請負契約
 - (4) 理事長がその必要がないと認めたとき。

(監督又は検査)

第78条 理事長は、契約の適正な履行を確保し、又は確認するため別に定めるところにより必要な監督又は検査を行わせるものとする。

第10章 決算

(月次報告)

第79条 総務部長は、毎月、収入報告書、支出報告書、債務負担行為報告書及び試算表を作成し、翌月20日までに理事長に提出しなければならない。

(年度決算)

第80条 総務部長は、毎事業年度の末日現在において、当該事業年度の試算表、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、翌事業年度の5月末日までに理事長に提出しなければならない。

ない。

- 2 第7条に規定する会計機関は、毎事業年度、その所掌に属する事務に関し前項の書類を作成するため必要な資料を翌事業年度の4月末日までに総務部長に送付しなければならない。

(関係課長の行う資料の送付)

- 第81条 課長及び監査室長は、毎月又は毎事業年度、その所掌に属する事務に関し、事業進捗状況表その他決算に関する資料(前条第2項に規定するものを除く。)を作成し、翌月10日又は翌事業年度の4月末日までに総務部長に送付しなければならない。

第11章 弁償責任

(損害の弁償)

- 第82条 次の各号に掲げる行為を行う権限を有するもの又はその権限を直接補助する者が、故意又は過失により法令等の規定に違反して当該行為を行ったこと又は注意を怠ったことにより公社に損害を与えたときは、これによって生じた損害を弁償しなければならない。

- (1) 支出負担行為
- (2) 収入調定又は支出決定
- (3) 現金、預金及び有価証券の出納保管
- (4) 不動産又は物品の管理
- (5) 監督又は検査若しくは検収

(責任の分割)

- 第83条 前条の場合において、損害が2人以上の者の行為により生じたものであるときは、これらの者は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて、弁償の責に任ずるものとする。

第12章 補則

(実施細則)

- 第84条 この規程を実施する必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和46年11月1日から適用する。

附 則(昭和48年5月29日福北公社規程第6号)

この規程は、昭和48年6月1日から適用する。

附 則(昭和53年8月30日福北公社規程第12号)

この規程は、昭和53年9月1日から適用する。

附 則(昭和57年3月31日福北公社規程第9号)

この規程は、昭和57年3月31日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日福北公社規程第1号)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月10日福北公社規程第11号)

この規程は、昭和59年3月10日から施行する。

附 則(昭和60年1月28日福北公社規程第6号)

この規程は、昭和60年1月28日から施行する。

附 則(平成元年1月12日福北公社規程第11号)

この規程は、平成元年1月12日から施行する。

附 則(平成元年9月29日福北公社規程第3号)

この規程は、平成元年11月1日から施行し、昭和63事業年度の決算から適用する。

附 則(平成3年1月10日福北公社規程第13号)
この規程は、平成2年10月25日から適用する。

附 則(平成3年3月22日福北公社規程第18号)
この規程は、平成3年3月1日から適用する。

附 則(平成4年2月13日福北公社規程第13号)
この規程は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成5年1月13日福北公社規程第6号)
この規程は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月31日福北公社規程第9号)
この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日福北公社規程第1号)
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日福北公社規程第7号)
この規程は、平成14年3月27日から施行する。

附 則(平成16年1月6日福北公社規程第9号)
この規程は、平成16年1月6日から施行する。

附 則(平成16年11月18日福北公社規程第9号)
この規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年12月1日福北公社規程第9号)
この規程は、平成17年12月1日から適用する。

附 則(平成18年4月19日福北公社規程第2号)
この規程は、平成18年3月31日から適用する。

附 則(平成18年5月25日福北公社規程第3号)
この規程は、平成18年5月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日福北公社規程第19号)
この規程は、平成19年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月31日福北公社規程第15号)
この規程は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成20年4月1日福北公社規程第1号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月20日福北公社規程第4号)
この規程は、平成20年8月20日から施行する。

様式第1号（第6条第1号）

事業年度

福岡北九州高速道路公社財産目録

年 月 日 現在

単位 (円)

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動資産			
現金・預金			
有価証券			
原材料・貯蔵品			
仮払金			
前払費用			
未収収益			
未収金			
政府助成金調整勘定			
その他の流動資産			
固定資産			
事業資産			
（福岡高速道路）			
（北九州高速道路）			
事業資産建設仮勘定			
道路建設仮勘定			
（福岡高速道路）			
（北九州高速道路）			
有形固定資産			
建物			
構築物			
機械・装置			
車両・運搬具			
工具・器具・備品			
土地			
その他の有形固定資産			
無形固定資産			
電話加入権			
ソフトウェア			
その他の無形固定資産			
投資その他の資産			
代行用地取得債権			
敷金・保証金			
その他の資産			
繰延資産			
債券発行差金			
証書借入金諸費			
調査費			
財産臨時損失			
	資 産 の 部 の 合 計		

単位 (円)

負債の部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動負債			
短期借入金			
未払金			
未払費用			
預り金			
前受収益			
仮受金			
その他の流動負債			
固定負債			
福岡北九州高速道路債券			
特別転貸借入金			
公営企業金融公庫借入金			
政府借入金			
長期借入金			
退職給与引当金			
資産見返交付金			
その他の固定負債			
特別法上の引当金			
道路事業損失補てん引当金			
(福岡高速道路)			
(北九州高速道路)			
償還準備金			
(福岡高速道路)			
(北九州高速道路)			
	負債の部合計		
	正味財産		

(注) 内訳摘要の欄は、勘定科目分類表に従って記載する。

様式第2号（第6条第2号）

事業年度

福岡北九州高速道路公社貸借対照表

年 月 日 現在

単位 (円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金・預金		短期借入金	
有価証券		未払金	
原材料・貯蔵品		未払費用	
仮払金		預り金	
前払費用		前受収益	
未収収益		仮受金	
未収金		その他の流動負債	
政府助成金調整勘定		固定負債	
その他の流動資産		福岡北九州高速道路債券	
固定資産		特別転貸債借入金	
事業資産		公営企業金融公庫借入金	
（福岡高速道路）		政府借入金	
（北九州高速道路）		長期借入金	
事業資産建設仮勘定		退職給与引当金	
道路建設仮勘定		資産見返交付金	
（福岡高速道路）		その他の固定負債	
（北九州高速道路）		特別法上の引当金	
有形固定資産		道路事業損失補てん引当金	
建物		（福岡高速道路）	
構築物		（北九州高速道路）	
機械・装置		償還準備金	
車両・運搬具		（福岡高速道路）	
工具・器具・備品		（北九州高速道路）	
土地		（負 債 合 計）	
その他の有形固定資産		基本金	
無形固定資産		地方公共団体出資金	
電話加入権		剰余金（欠損金）	
ソフトウェア			
その他の無形固定資産		利益剰余金	
投資その他の資産		（繰越欠損金）	
代行用地取得債権		準備金	
敷金・保証金		当期利益金	
その他の資産		（当期損失金）	
繰延資産		（資 本 合 計）	
債券発行差金			
証書借入金諸費			
調査費			
財産臨時損失			
資 産 合 計		負 債 ・ 資 本 合 計	

様式第3号（第6条第3号）

事業年度

福岡北九州高速道路公社損益計算書

 年 月 日から
 年 月 日まで

単位 (円)

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用 事業資産管理費 福岡高速道路管理費 北九州高速道路管理費 福岡駐車場管理費 北九州駐車場管理費 一般管理費 一般管理費 退職給与引当金繰入 減価償却費 引当金繰入 道路事業損失補てん引当金繰入 (福岡高速道路) (北九州高速道路) 償還準備金繰入 (福岡高速道路) (北九州高速道路) 受託業務費 福岡高速受託業務費 北九州高速受託業務費 負担金事業費 福岡高速負担金事業費 北九州高速負担金事業費 業務外費用 債券利息 証書借入金利息 借入金利息 借入金等関係諸費 債券発行差金償却 証書借入金諸費償却 調査費償却 雑損 特別損失 前期損益修正損 固定資産売却損 固定資産除却損 財産臨時損失償却 災害による損失 (当期利益金)		経常収益 業務収入 道路料金収入 (福岡高速道路) (北九州高速道路) 駐車場料金収入 (福岡駐車場) (北九州駐車場) 道路業務雑収入 (福岡高速道路) (北九州高速道路) E T C マイレージ引当金戻入 (福岡高速道路) (北九州高速道路) 駐車場業務雑収入 (福岡駐車場) (北九州駐車場) 原因者負担金受入金 (福岡高速道路) (北九州高速道路) 受託業務収入 福岡高速受託業務収入 北九州高速受託業務収入 負担金事業受入金 福岡高速負担金事業受入金 北九州高速負担金事業受入金 政府助成金収入 業務外収益 受取利息 雑益 設立団体負担金受入金 出向職員負担金受入金 特別利益 前期損益修正益 固定資産売却益 (当期損失金)	
合 計		合 計	